

計量 ジャーナル

Japan Association for Metrology Promotion

Spring/2018

Vol.38-1

日計振情報

平成30年度事業計画

第16回全国計量士大会

計量行政情報

官報情報

産総研コーナー

計量標準総合センター（NMIJ）の
近況報告



計量 ジャーナル

Japan Association for Metrology Promotion

Spring, Vol.38-1 / 2018

CONTENTS

4 日計振情報

- 4 ◆平成30年度事業計画
- 7 ◆理事会概要報告
- 8 ◆第16回全国計量士大会
- 23 ◆平成29年度 第1回、第2回計測管理システム (ISO/JIS Q 10012) 調査研究委員会
- 24 ◆認定事業者部会
- 24 ◆平成29年度 第5回計量管理に関する新教科書案作成作業部会
- 25 ◆自動はかりの計量管理推進委員会 (平成29年度) 報告

29 計量行政情報

- 29 官報情報
- 33 全国特定市計量行政協議会について

35 産総研コーナー

計量標準総合センター (NMIJ) の近況報告

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 NMIJ計量標準普及センター
法定計量管理室 菅谷 美行

38 編集後記

平成30年度事業計画

1. 事業方針

日本経済は、海外の政治経済の不透明な状況や地政学リスクを抱えながらも、企業の高収益基調が継続し、穏やかな景気回復が期待される情勢である。

昨今の計量団体を取り巻く環境においては、会員の減少、事業の減少及び若手計量士の不足が顕著で全国共通の喫緊の課題になっているが、地区や県により、その実情はかなり異なっている。この状況を乗り越えていくためには、計量関係者同士が適正な計量の確保はもとより、事業の発展のためよく話し合い、連携を強化していくことが不可欠となる。

こうした中、昨年度は、政省令改正による計量制度の改正が行われ、(器差のみ)指定検定機関の創設や自動はかりの特定計量器の追加等、民間の参入促進の方向性が強く打ち出された。

久しぶりの制度改正であり、有効な制度を実現するために計量機関、計量団体、計量企業は、一致協力して新しい制度に対応した積極的な取り組みを行うべきと考える。

計量団体にとっては、組織体制の見直し・強化の絶好の機会であり、計量士にとっては、職域拡大と地位向上、更には、計量士の若返りと力量の向上等に向けた人員育成のまたとない機会である。当会においては、政省令改正に対応し、すでに、自動はかりの計量管理推進委員会を編成し、計量士を対象とした自動はかりの現場見学会や実機研修会を実施しており、平成30年度は、これらを継続実施するとともに、自動はかりの計量管理技術講習会や指定検定機関の要件に対応する計量団体向け説明会等を実施する予定である。

また、郵政計量管理受託事業、試験校正事業、普及啓発事業、計量管理推進や計量関係者向け研修及び計量情報調査交流等を確実に実施していく方針である。

「平成30年度 重点事業実施方針」

(1) 郵政計量管理事業の継続実施

計量管理受託事業を的確に実施するため研修の徹底及び業務管理体制の強化を図る。

(2) 試験・校正事業体制の確保

JCSS校正事業の推進及び品質システムの確保を図る。

(3) 計量管理の推進

総務部

①自動はかりの計量管理の推進と計量士の育成を行う。

②ISO/JIS Q 10012 計測管理規格の活用を推進する。

(4) 研修体制の充実

各方面の計量関係者向け研修内容の見直し強化を図る

①計量士向け研修

②計測管理技術者向け研修

③校正技術者向け研修

④中小企業技術者向け研修

(5) 計量制度改正への対応策の検討・実施

計量制度(政省令)改正への今後の対応策を検討・実施する。

(6) 計量の情報調査・交流の推進

以下の活動を通し計量の情報調査・交流を充実する。

①計量士部会

②認定事業者部会

③ISO/TC 12(量及び単位)国内委員会、JIS原案作成委員会

④計量団体連絡会議

2. 各事業別実施項目

2.1 計量の普及啓発

2.1.1 計量記念日関連事業

- ・計量記念日全国大会の開催
- ・「何でもはかってみようコンテスト」及び「計量啓発標語」の募集、表彰
- ・「全国統一ポスター」の作成・配布
- ・広報誌「計量のひろば」の作成・配布

2.1.2 計量普及

- ・出版物の発行
- ・会報誌「計量ジャーナル」の発行
- ・技術誌「計測標準と計量管理」の発行

2.1.3 計量管理に関わる新教科書案の作成及び新教科書の発行

計量士国家試験受験者、計量士及び技術者などのための計量管理に関わる新教科書案作成委員会及び新教科書案作成作業部会を継続開催し、年度末を目標に新教科書を発行する。

2.1.4 中小企業向けものづくり支援計量計測事業の推進

地区中小企業向け測定基礎研修会を継続して推進する。

2.2 計量管理の推進

2.2.1 自動はかりの計量管理の課題調査と計量管理の推進

- ・自動はかりの計量管理推進委員会を継続実施する。
- ・適正計量管理事業所における計量士による計量管理業務を推進する。
- ・自動はかり（自動捕捉式はかり）の実機研修会を継続開催する。
- ・自動はかり検定技術基準JISに基づく、自動はかり（自動捕捉式はかり）計量管理技術研修会を全国拠点で開催する。

2.2.2 ISO 10012規格の普及・活用と計測管理の推進

- ・ISO 10012活用による計測管理事例及び品質改善事例の調査研究を行う。
- ・生産現場における計量データの信頼性確保への取り組みを行う。
- ・ISO 10012計測管理技術講習会を継続開催する。
- ・ISO 10012計測管理アセッサー（計測管理技術者）を育成するための検討を行う。

2.3 計量の教育・訓練

2.3.1 計量管理者養成教育

- ・品質管理推進責任者養成コースを開催する。
- ・ISO/IEC 17025内部監査員研修講座を開催する。

2.3.2 計量担当者教育

- ・計量管理技術基礎講座を開催する。

2.3.3 計量士の育成

- ・計量士国家試験実施時期の前倒し（3か月程度）に対応した、計量士国家試験準備講習会及び計量士国家試験直前対策講習会を開催する。
- ・計量士技術講習会「リフレッシュ基礎コース（通信講座）」の継続実施
- ・計量士技術講習会講座の見直しを進め、計量士活動に必須の実務を中心としたコースを再構築し実施する。

平成29年10月の政省令等の改正施行に併せ、新たに計量士の業務となった、指定検定機関の検定業務及び自動はかりの計量管理等を推進する上で必要となる知識、技能習得を目的とした、次の3つの講座の開催に向け準備していく。

〈新規の講座案：仮称〉

- ①「指定検定機関対応コース（組織体制づくりと運用）」
- ②「自動はかりの計量管理コース」

③「計量管理コース（ISO 10012の活用）」

2.3.4 校正技術者の育成

- ・計測器校正技術者認定研修講座を継続して開催する。

2.3.5 計量販売事業者の育成

- ・計量器コンサルタント資格認定講習会を継続実施する。
- ・上記資格認定制度の運営方法及び講習会の実施内容について検討する。

2.3.6 放射能・放射線の測定の信頼性確保のための取り組み

地区計量団体等と協催し、放射線・放射能の測定に関する基礎講習会を開催する。

2.4 計量制度（政省令）改正に対応した今後の取り組み

経済産業省計量制度（政省令）改正に関する今後の対応策について検討・実施する。

(1) 自動はかりの特定計量器へ追加に対応した計量士の育成と計量管理業務の拡大

- ・自動はかりの計量管理に関する現場説明会及び技術講習会の開催
- ・適正計量管理事業所における自動はかりの計量管理業務の実施推進

(2) 指定検定機関の設立に関する計量団体・計量士における対応策の検討

- ・（器差のみ）指定検定機関の運用体制についての検討及び関連組織との連携
- ・計量士向けの検定・検査実務研修の検討・実施

(3) 計量士資格の実務経験年数短縮を補う研修の実施

- ・産総研における実務研修実施への協力とフォローアップ研修の検討

2.5 計量の情報調査・交流

2.5.1 計量士交流

- ・計量士部会の活動
部会の開催、計量士に関する諸課題の検討
- ・第17回全国計量士大会の企画・開催
予定大会会場：福岡市 西鉄グランドホテル

2.5.2 認定校正事業者交流

- ・認定事業者部会の活動（運営委員会、全体会議の開催）を行う。
- ・計測器校正技術者認定研修講座を継続開催する。
- ・企業見学研修会を企画・開催する。
- ・計測標準フォーラム活動等に参画する。
- ・インターメジャー2018に参画する。

2.5.3 計量団体連絡会議の充実及び連携体制の強化

計量団体連絡協議会及び全国事務局長会議等の

協議の場を通し、計量課題及び計量制度改正への対応策について検討・議論を行うとともに、共有化と連携強化を図る。

2.5.4 国際交流

日本・韓国・中国3国計量測定協力セミナーは、隔年実施のため、今年度は開催されない。来年度に中国で開催予定。

2.5.5 経済産業省委託事業の的確な実施

・ISO/TC 12基盤技術分野（量及び単位）国内委員会及びJIS原案作成委員会の事務局

(1) ISO/TC 12基盤技術分野（量及び単位）国内委員会

ISOの専門委員会であるISO/TC 12「量及び単位」の規格開発動向を把握し、加盟国として意見を反映させるためISO提案案件の審議と投票を行う。

(2) JIS原案作成委員会

国際規格ISO 80000sにJIS Z 8000sを適合させるため、平成28年12月から進めている計画に沿って制定・改正を進める。

なお、原案作成は、日本規格協会の「JIS原案作成公募制度」を活用して進める。

2.6 郵政計量管理受託事業

(1) 適正計量管理事業所である日本郵政株式会社（旧逓信病院）及び日本郵便株式会社（郵便局）の計量管理業務（はかりの定期検査、計量管理主任指導及び分銅校正等）を的確に実施する。（本年度、日本郵政株式会社の訪問検査対象事業所はない。）

(2) 受託業務を円滑・効率的に推進するため、登録計量士、補助者に対する計量管理講習会を実施し業務の徹底と円滑な執行を図る。

本年度の講習会開催は、東京会場（5月10日：

日本計量会館）、高松会場（5月15日：香川県計量検定所）及び大阪会場（5月30日：大阪府社会福祉会館）の3箇所を予定している。

2.7 試験・校正センター

2.7.1 校正事業の推進

- ・企業等の保有する一軸試験機の校正（年間約1050台） 各地域29団体の校正課員と連携
- ・力計の校正及び静荷重検査器の検査（年間約600台）
- ・ガラス製温度計のJCSS校正及び薬局方の検査（年間2400本）
- ・分銅等のJCSS校正（年間約600個）
- ・その他（はかり、長さ計、トルク計）の校正等

2.7.2 JCSS校正事業の品質システムの確保

- ・外部技能試験（一軸試験機）、6月～7月に実施
- ・JCSS中間検査受検申請（力分野、質量、温度）、2019年夏実施予定
- ・一軸試験機校正課員の新人認定後期講習 7月実施予定
- ・新人認定前期講習 11月実施予定

・試験・校正設備の老朽化に伴う質量／分銅の校正用コンパレータの保守整備及び買い替え更新

2.7.3 力、温度、質量の分野の情報収集及び意見の発信

- ・日本試験機工業会の力学量部会、力学量トレーサビリティ・ワークショップ、NITE力分科会委員等に参加

2.8 その他

2.8.1 顕彰事業の実施

2.8.2 地区活動の支援

2.8.3 全国計量器販売事業者連合会事務受託

2.8.4 会館管理



理事会概要報告

総務部

(一社)日本計量振興協会の理事会が平成30年3月22日(木)日本計量会館に於いて、理事、監事、41名中理事28名と監事1名の出席(他事務局3名)で開催された。

鍋島会長を議長とし、第1号議案「平成30年度事業計画(案)」、第2号議案「平成30年度収支予算(案)」についてそれぞれ審議がなされ原案通り承認された。

日計振及び地区計量連絡協議会の主な予定。

1. 定時総会

平成30年5月24日(木)

インターコンチネンタル東京ベイ

2. 監事会

平成30年4月20日(金)

日本計量会館

3. 理事会

1) 決算理事会

平成30年4月26日(木)

日本計量会館

2) 中間理事会

平成30年11月8日(木)

メルパルク京都

3. 平成30年度計量記念日全国大会

平成30年11月1日(木)

インターコンチネンタル東京ベイ

4. 計量団体・業界・機関合同賀詞交歓会

平成30年1月9日(木)

グランドアーク半蔵門(予定)

5. 第17回全国計量士大会

平成31年2月22日(金)

福岡県福岡市 西鉄グランドホテル(予定)

6. 平成30年度地区計量連絡協議会日程

中部7県計量協議会

7月5日 静岡県静岡市

九州計量協会連絡協議会

7月19日 佐賀県佐賀市

東北北海道計量大会・連合総会

10月4日 秋田県秋田市

関東甲信越計量団体連絡協議会

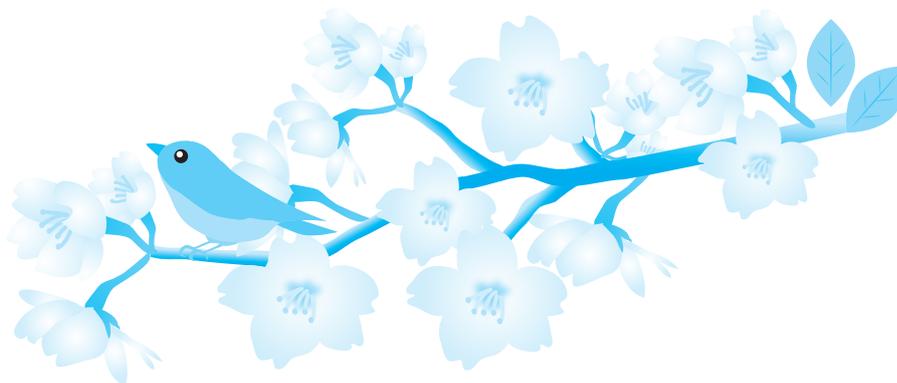
10月12日 栃木県宇都宮市

中国四国計量協会連絡協議会

10月26日 鳥取県米子市

近畿計量大会

11月16日 奈良県奈良市



第16回全国計量士大会

平成30年2月23日(金)、第16回全国計量士大会が「ホテル インターコンチネンタル東京ベイ」において開催された。メインテーマは、「新計量制度に対応する計量士の使命」と題して、若手計量士を中心に全国5ブロック6名の計量士から事前に各地区で意見交換した、地区の課題と新計量制度への対応方針等について発表があり、それぞれについて意見交換を行った。

昨年の政省令改正における、自動はかりの特定計量器への指定と範囲を限定した指定検定機関における検定任務に携わる計量士にとって、新たな業務、職域拡大が期待される内容でもあるため、総勢179名の参加があった。大会の概要は、以下のとおりである。



会場全景

○第1部 大会

加藤徳文計量士部会委員の総司会で開会、阿知波正之計量士部会会長の開会の辞に続いて、大会が進行された。



総司会
加藤 徳文 委員

◇開会の辞 阿知波 正之 計量士部会長

本日は、経済産業省吉岡計量行政室長様始めご来賓の皆様、公務ご多忙の中、ご出席賜りまして有り難うございます。また会員の皆様も多数ご参加いただきまして有り難うございます。いよいよ新しい計量制度が始まりまして、その中で計量士の役割が非常に重要となってきました。そこで、今回の計量士大会におきましては、各地区で新しい計量制度における計量士の使命について、検討いただきました。その中から、特に中心となって活動していただく計量士の皆様に発表していただくことにいたしました。ご案内のように6件の発表が予定されています。そこで、従来行ってきましたフリートーキングの時間が大幅に少なくなっ



阿知波 正之 部会長

推進部

います。したがって、意見交換等については、円滑に行っていただくようお願いして開会の辞と致します。ただ今から第16回全国計量士大会を開催いたします。

◇主催者挨拶 鍋島 孝敏 会長

日本計量振興協会会長の鍋島です。第16回全国計量士大会を開催するに当たり、ひとことご挨拶を申し上げます。



鍋島 孝敏 会長

本日は、皆様、ご多用の中、また遠方からも多数の方々にご出席いただき誠にありがとうございます。また、公務ご多忙の中、経済産業省計量行政室吉岡室長様を始め関係各機関から多数のご来賓のご出席を賜り誠に有り難く御礼申し上げます。

計量士の皆様方には、日ごろ郵政計量管理業務や試験校正事業始め当会の各種事業にご支援ご協力をいただいておりますことをこの場をお借りしまして改めて厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は、これまで日本経済を牽引してきたと思われる国内の有数な企業数社においてモノ作りの信頼性を揺るがす、品質管理上の事案が昨年暮れにかけて立て続けに起きました。日本経済全体的には、大企業特に製造業の増益基調が続いている中で、このような事件、事案が起こったということは、我々の携わっている計量計測管理の在り方、そのものが問い直されている、重大な局面を迎えている、のではないかと感じています。まさに時を同じくして、政省令改正による計量制度の見直しが行われたことは、それらのことと決して無縁ではない、大切な事である。特に、ある意味では、規制の追加である、“自動はかり”が特定計量器に追加され、“器差のみ検定機関”、いわゆる民間参入促進の方向性が強く打ち出された、ということは、いわば時代の要請ということであろう。久しぶりの制度改正であり、何とかこれを有効な制度として、実現すべく、計量団体、業界、機関がまさに一致協力して新しい制度に対応することが重要である、と考えています。

また、各地域の計量団体及び企業にとっては、事業の見直し強化の絶好の機会とも捉えられる。特に計量士の皆様にとっては、業務拡大、地位向上とこれまで目指してきたこと、更には、世代交代も含め

た若返り、力量のワンランクアップという長年の課題にチャレンジする機会ではないかとも捉えております。当日本計量振興協会としても、既に計量士の皆様を対象とした自動はかりの実機による現地講習会を数回開催しており、本年もこうした事業を継続実施すると共に指定検定機関制度や自動はかりの検定・検査に関わる講習会等々の取組を計画しております。

今年の大会のテーマは「新計量制度に対応する計量士の使命」となっているようですが、本日のような意見交換会や討議の場を通して、今後より有効な善後策を共に検討して参りたいと考えていますのでご支援、ご協力をお願いするものであります。

最後になりましたが、今大会の企画運営に当たられた日計振計量士部会及び関係者各位の皆様方のご苦勞に感謝申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

◇来賓挨拶 経済産業省 吉岡 勝彦 計量行政室長

本日は、お招きいただきまして有り難うございます。第16回全国計量士大会がここ東京で盛大に開催されますことをご喜び申し上げます。また、ここに、お集まりの皆様におかれましては日頃より適正な計量の推進にご理解並びにご協力いただいておりますことを、心からお礼申し上げます。



経済産業省計量行政室長 吉岡 勝彦 氏

我が国の経済でございますが、アベノミクスの効果で名目GDPが過去最高となる中で、計量制度につきましてもは、計量に携わる関係者の皆様のご尽力により、我が国の経済・産業の国際競争力の強化に大きく貢献しているだけではなく、国民生活の安全安心に無くてはならないものであると思います。そして、各産業界においても目下、第四次産業革命への対応が必要となっているところですが、この計量制度につきましても時代の要請に適切に対応しつつ、普遍的に守るべきものは守り、そして変わるべきものは、これに的確に対応していくことが求められています。

そして、この制度を適切に運営していくために重要なものは、制度に携わる人でございます。今般、計量行政審議会の答申の内容を踏まえた制度改革を行いました。その対応はもちろんのこと計量制度が引き続き経済社会における基盤として機能していくためには官民を問わず今後の計量制度を担う人材の確保や育成が非常に重要であると考えています。

そのためにも本日ご参集の皆様の引き続きのご活躍と次世代への知識や技能の伝承、計量士による自

主的な計量管理の推進に向けた機運の醸成など計量協会、計量士会を始めとする関係者がそれぞれの立場から人材育成を主体的に取り組んで行くことが必要だと考えています。

計量行政室と致しましても例年の計量記念日式典の開催に加えまして、昨年の夏には、「経済産業省子どもデー」において計量のブースを設け子供向けに計量器を使い、はかることの楽しさ、大切さを体験して貰いました。子供達の喜んでいた姿がとても印象的でした。このような体験を基に将来の計量への意識の向上、計量現場への人材確保に少しでも繋がって行くことを大変期待しているところです。

更に申し上げますと計量について広く知っていただくために近年では、質量の国際単位の定義改定と共に計量計測に大変関係の深いオリンピック、パラリンピックといった大きなイベントが東京で開催される予定になっております。これらは、計量が如何に大切なものであるか普及啓発を図っていく上で、またとない機会であると思っております。この機会を捉えまして、計量業界とともに計量のプレゼンスを高めて行くことが出来たらと思っていますので、皆様におかれまして是非ご協力をいただきたいと思いますと考えております。

そして、本日、新計量制度に対する計量士の使命をテーマとして、計量士の皆様から自動はかりの計量管理等、新しい役割についてお話しが伺える、ということですので計量の現場からの貴重な意見について、いろいろと勉強させていただきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願い致します。

最後になりましたが、今後の計量制度の維持、発展には、計量現場の人材、計量士の皆様のお力が必要不可欠であります。日本計量振興協会始め、各地域の計量協会、計量士会におかれましては引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げますと共に、本日お集まりの皆様のご健勝と、より一層のご活躍を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

◇加藤 徳文 総合司会：これからの進行については、冊子の2ページに沿って進行いたします。

それでは、当会の計量士関係事業の取組みについて、河住専務理事から報告があります。

1. 状況報告

◇【一般社団法人日本計量振興協会の計量士関係事業取り組み状況】 専務理事 河住春樹
〈概要は、以下のとおり〉

先ず始めに日本郵政計量管理受託業務についてですが、ご承知の



専務理事
河住 春樹

ように、平成16年から、郵便局のはかりの検査、主任の指導等、実施しています。全国48団体で本年度は307人の計量士で取り組んでいただいております。

もう一つは、試験・校正センター事業についてです。力計、一軸試験機、ガラス製温度計の校正事業を推進しています。特に地区の計量士会等と関係があるのは一軸試験機で全国28団体、計量士約90名にお世話になっています。郵政の事業とこの試験・校正事業は日計振の大きな事業になっています。

3番目の計量管理の推進については、自動はかり関係の今回の計量制度の改正を見越して3年くらい前から、金井委員長の下で計量管理推進委員会ということで、まず、自動はかりの計量管理のアンケートを数百人の計量士に出し、該当者100人位から、既に自動はかりの計量管理をやっているとの回答があった。

その中に自動はかりは、検査だけではなく、信頼性管理が非常に大事だという意見が出ていた。それを規制するというのでは、イーブンに分かれていた。委員会では、使用実態、課題の調査等を行っています。昨年度、計量管理事例報告会を行い、その後は、自動はかりに慣れていただくために実機の研修を行っています。

ISO10012という計測管理の国際規格がありますがこれについて、数年前から委員会を立ち上げて、(現在は、中野委員長)います。計量計測全体の管理をやっていく規格は、世界でもこの規格しかない。特に中国は全面的に取り入れており、今、数千社がこの認証を受けていると聞いています。何故かという中国には、適正計量管理事業所という制度がないため、それに変わるものとしてやっているようだ。品質管理上の不具合が出たという件では、計量データの信頼性を確保していくことが非常に大事だ。

技術講習会についても毎年行っています。最近、やるかと思っていることは、計測管理アセッサー、計測管理そのものを計量士が理解して、運営、推進していく、いわゆる、計測管理計量士を育成する研修を行って認定するという方法を近々、やっていこうと思っています。もう一つは、この規格で大事なものは、生産段階における校正だけではなく、不確かさの活用で、品質を改善していくというものです。

生産準備、測定プロセスの設計と呼んで、ある測定そのものの設計を新製品開発に併せて行っていく。それが計測技術者に課せられた課題である。

計量士国家試験受験用の計量管理新教材を作成しています。これまでの計量管理必携に代わるものとして、国家試験の計量管理概論用で、30年度末に完成する予定である。

計量士の技術講習会については、力量向上ということで、計量制度が改正されたので、これに対応して①指定検定機関対応コース、②自動はかりの計量管理コース、③計測管理コースを計画しています。

計量の情報調査・交流で、計量士部会については、今日の計量士大会の運営等、計量士技術講習会の見直し等、議論しています。

認定事業者部会は、JCSS校正事業者の集まりで、運営委員会とか全体会議を行っています。

全国計量団体連絡会議については、計量協会の事業活動に関するアンケートをとり、事業内容等について取り纏めた、その中で今回の指定検定機関になるかどうかという質問をしたところ、10団体がなくても良い。17団体が検討します、と回答があった。

「量及び単位」の国際規格に関する経済産業省の委託事業については、国内委員会として日本側の意見を提案するもの。また、そのJIS化を行う、JIS原案作成委員会を日計振が事務局となって進めております。

計量制度の改正への対応については、計量団体、業界から見た政省令改正の意義について、“器差のみ検定機関”の設立ということで団体にとっても絶好の機会だと捉えています。自動はかりに関しては、計量士の地位の向上について書いておきました。日計振の役割としては、計量士エージェントになる、適正計量管理事業所の推進ということになる。

最後のページに書いておりますが、今、どんなことをやっているかといいますと、取組み状況として、自動はかりの計量管理について、メーカーさんと組み、重量選別機関係四大メーカーである、イシダ、アンリツ、A&D、大和製衡にお願いして実機研修会をやらせていただいています。メーカーさんも大変協力的で、指定検定機関になるために是非、計量士さんに参加願いたい、ということでこれまで10数回実施してきています。約200人の計量士の参加があった。今後は、JISの技術基準が出されてくるので、もう1回、これと同様な方法で実施したいと考えています。300人位の方に受講していただきたいと思っています。

最後に計量士さんをお願いしたいと思っていることは、二つあり、まず、適正計量管理事業所の計量管理業務に参加出来るようにしていただきたい。将来、指定検定機関が出来て、検定計量士に相当する者が出来てくるので、それを目指して力量の向上を目指していただきたい。

2. 講演・意見交換

メインテーマ【新計量制度に対応する計量士の使命】

◆コーディネータ：

埼玉県計量協会会長（部会委員）金井 一榮 氏

〈コーディネータ主旨説明〉本日は、メインテーマとして「新計量制度に対応する計量士の使命」について意見交換を行う。昨年の政省令改正に対応して、既に皆様方、使命について、どのようなことを行わなければならないか視野に入れていらっしゃると思います。



コーディネータ
金井 一榮 氏

そこで、今回、実は、これまでこのような対応をして来なかったのが以外だったのですが、初めての試みとして、各地区から政省令改正に対応して使命をどうして達成するかということに関して、どう具現化していくか、その取組み、関連した問題、課題を挙げて発表していただく。

各地区からの発表のため、意見交換の時間が大変短くなってしまいます。若しくは無くなってしまうかも知れませんが、その点は、ご勘弁願ひまして、進めたいと思います。

発表は、全国5地区から6名の計量士に各地区での取組みを発表していただく。まず、始めに、3地区、その後、休憩をとり、続いて3地区から発表していただく。発表の時間は、概ね15分程度、その後5分程度の意見交換を行います。

それでは、東北北海道地区から、山形県計量協会安藤計量士から「東北北海道の取組について」発表をお願いします。

◇発表1 東北北海道地区**「新計量制度に対応する東北・北海道の取組について」****山形県計量協会 安藤 寿啓 計量士**

まず、東北・北海道地区における計量関係団体の連絡協調、各地区間での繋がりについて簡単に説明します。まず、一つが、東北・北海道計量大会及び東北六県計量協会連合会総会ですが、毎年10月に各道県輪番制で、計量行政機関、計量団体、会員等関係者約200名が参加して開催されています。本大会では、計量功労者表彰、大会記念事業、大会宣言等が行われ、その後の連合会総会では、各道県から出された議題について行政機関等からの見解を仰ぎながら協議、情報交換等を行っています。



発表者
安藤 寿啓 氏

二つ目は、今、説明した大会の前段に計量協会長、計量士会長合同会議が開催されます。3番目は、事務局長会議を2月に計量大会主催県で開催して、主に実務に関することについて、議題の協議や情報交換を行っています。

次に、東北六県計量士会・計量協会計量士部会協議会を12月に各県輪番制で実施しています。こちらは、主に検査業務に従事している計量士により実務上の問題点、各県からの提案議題とか、情報交換を行った後、研修会を開催して、計量士としての技術と資質の向上に努めています。

昨年12月7日に山形県において、まず、協議会を行い、各道県から出されました議題の協議情報交換、その後、「最近の計量情報について」日計振村松常務から講話をいただいた。

その後、研修会として意見発表会を行いました。発表は、今回の計量士大会の内容に沿った内容で、「新計量制度に対応する計量士の使命」について、各道県の若手計量士による意見発表、意見交換を行いました。その概要ですが、次第、発表者、発表テーマについて、お手元冊子のP17～P18に掲載してあります。

続いて、東北・北海道地区における計量協会等の状況についてです。まず、職員の状況について、各道県の事務担当職員、検査担当職員及び外部計量士について表にしましたので参照下さい。

次に、計量士の年代についてです。30代、40代がメインになっていますが、高齢化が進んでいる所もある。山形県においては、各年代の均衡を保つために5年以内に新規職員を採用しようかなと考えています。

次いで、指定定期・計量証明検査機関の状況について、北海道から福島県までの指定の状況です。山形県では、県と特定市の山形市からそれぞれ、平成11年、18年と指定を受けまして、県内全域の定期検査を行っています。検定検査の補助業務について岩手県、秋田県と山形県で行っています。

その他の事業の状況について、事業内容を表に取り纏めております。共通となるところとしては、日計振の日本郵政グループの適正計量管理業務があります。岩手県の計量計測技術センターではJCSS校正業務を行っています。

山形県の場合についてですが、①精度確認検査(依頼品検査)として、計量法上の検査対象外の「はかり」について、使用者から依頼があった場合に検査を行っています。(年間約450台)

適正計量管理業務として、日本郵政グループと県内の適正計量管理事業所について行っています。

適正計量管理事業所ではないが、大型スーパーの計量管理業務として、計量器検査、量目検査及び計量管理に関する指導業務を行っています。また、定期検査の事前調査業務を市町村から受託して行っています。

〈指定検定機関への取り組みについて〉

現在、定められている指定要件、一般計量士を3名以上を含む6名以上の人的要件、全国若しくは、規定された6ブロックを対象とする業務範囲であるとか、公正性、公平性、独立性の確保等、こういった要件から計量協会という計量団体が参入することが望ましいのかな、と考えています。

ただ、問題点・課題点についてですが、限られた人員で指定定期検査機関、検定の補助業務を行っているため、そちらに労力を取られて中々、指定検定機関にまで手が回らない、という現状もある。もちろん、費用対効果の検討もして行かなければなりません。これらの問題点、課題点等を改善して指定要件、JISの内容を考慮した上で、指定検定機関への参入も検討していかなければならないと考えています。

〈今後の課題と将来展望について〉

まず、今後の課題ですが、東北・北海道地区の一例ですが、先ほど説明したように、計量士の確保、高齢化が課題になってくる、という懸念を持っています。65歳以上を占める割合の多い団体もあります。中々、新採の確保が難しく、Uターン者や中途採用を雇用して計量士の育成に努めている団体もあるようです。

もう一つの課題としては、新規事業の開拓です。限られた人員で定期検査や検定等の業務を行っているので、新規事業に着手できない現状もある。どうしても、東北・北海道では、冬期間は閑散期になっており、その期間で何か新規事業が出来ないかな、と考えています。また、これから指定定期検査機関の指定を受けるため準備を進めているところもある。

次に将来の展望①ですが、山形県の場合です。まず、一つ目が、既存業務の拡大です。先ほど説明した使用者からの依頼により、事業所等で使用されている、自動はかりとか品質管理、生産工程用の計量器の精度確認検査業務を拡大していこうかと考えています。現在の状況は、表のとおりです。

もう一つが、適正計量管理事業所で、自動はかりの検定有効期間の有利性によりニーズの把握と市場の開拓を行っていき、ゆくゆくは、その適正計量管理事業所の計量士として計量管理業務を行うことが出来るかなと期待しているところです。

将来展望②です。新規事業への取り組みについてですが、現状、実施出来ていないのですが、分銅と計量器の一般校正を取り組んで行きたい。

JCSSの登録・認定事業者として品質システムの構築をして体制の整備を図っていききたい、と考えております。

最後に計量士の役割についてです。新計量制度に向けて、我々計量士は、適正な計量の実施の指導者として、一定の知識と技量を保つため、技術研修を受講するなど定期的なフォローアップと同時に個々は、日常的な自己研鑽を行っていく。

公正性、中立性の観点から計量法その他の規定を厳格に遵守し、使命感をもって職務を全うしていく。

このために、最新の知識と技術を習得することで、計量士としての資質の向上に努め、適正な計量の実施を確保し、経済の発展と文化の向上に寄与していく、ことが計量士の役割であると考えております。

◇発表1に対する質疑応答

◆金井コーディネータ：東北六県の様子が良く分かったのではないのでしょうか。質問を受けますが、発言は、所属、計量士名の他、簡潔にお願いします。

○廣瀬計量士（愛知県）：既存業務の拡大の説明の表中数字は、自動はかり全てででしょうか。

◎安藤計量士：自動はかりを含んでいますが、農協さん等のフレコンと台はかりを組み合わせたものも、自動はかりと称して検査しています。本格的な自動はかりはほぼ皆無です。

◆金井コーディネータ：それでは、次に関東地区から、神奈川県計量士会横須賀計量士から「計量士の現状と課題」について発表をお願いします。

なお、小川惣太計量士と畦本勝也計量士とともに共同で作成したものです。

◇発表2 関東地区

「計量士の現状と課題」

発表 神奈川県計量士会 横須賀 英樹 計量士
共同作成者 小川 惣太 計量士
同 畦本 勝也 計量士

発表の内容は、大きく3つに分かれています。

一つ目は、自動はかりの問題点、二つ目は、実際に使用されている自動はかりの実務と新制度移行について現場が抱える課題、三つ目が今後の計量士の活躍の場についてです。

先ず、自動はかりの問題点ですが、計量士が自動はかりを、①見たことがない、②機能が分からない、③検査方法が分からない、という話が実際にありました。昨年2017年10月に計量法の政省令が改正されましたが、今まで規制の対象でなかった自動はかりが規制の対象となったために計量士と話をしていますと、今まで、代検査をしている周りに確かに



発表者
横須賀 英樹 氏

そんなものを見たことはあるが意識して見たことがなかった。どういうふうにするのか機能が分からない。コンベヤの上の「負荷率」とか「働長」など知らなかった、という話が結構でできました。

また、ユーザーから問い合わせが来ています。昨年、経済産業省様の方で各団体から事業者さん向けに実態調査をされたと思います。その際、私どものユーザーの方から、計量法が変わるらしい、という資料が届いています。それで、規制の対象になると聞いているのだけれども、どれが規制の対象になるか分からない。一緒に工場を廻ってどれが規制の対象になるか確認して欲しい、という問い合わせをいただきました。また、来年度、規制が変わるのであれば、やらなければいけないので予算を申請するために検査にはどれ位の時間と費用が掛かるのか教えて欲しい。上司に何で規制の対象になるんだよ、と聞かれて、規制の対象になるのか分からないという担当の方から質問がありました、そのため、書面で説明出来るような資料はないか。というような問い合わせを実際にいただいています。

また、情報不足による問題点ということですが、結局、皆さんとお話ししていると、JISが改定されるまで、待っているという計量士さんが非常に多いと感じております。その簡易修理や軽微な修理についても、どの部品を交換したら検定なのか、何を調整したら検定のかも明確でない、という課題があると思っております。

既に使用されている自動補足式はかりの、ひょう量が60kgであるが実際の製造ラインは20kgで製造されているというようなチェッカーが使われているという事業者さんがいらっしゃるが、その際に60kgのものを流されてしまうと後段の金属検出器等の設備が壊れてしまうので普段使用しているところで検査出来ないか、という問い合わせもある。

コンベヤスケール等で実際の被計量物を抜き取るのか、テストチェーンで検査するのか分からないけれど、抜き取るような設備の構造になっていない等、課題がある。

改正することが決まっているけれど動向が分からないため、どう質問して良いのか分からない。

このスライド中、コンベヤスケールのJIS B 7606-1（第1部：計量要件及び技術要件）は、2018年1月に改正されています。先週、川崎市で産総研さんにJISの動向について説明をしていただいております、少しずつ各地で講演をしていきます、という話を聞いていますので、少しは解消されて行くのではないかと感じております。

当社では、顧客への情報提供の方法として、経済産業省の資料を印刷して営業マンがお客様に配布し

当社の展示会、講演会で周知を行っています。

続きまして、実務の紹介を致します。こちらは、J-オイルミルズ社で行っている現在の日常点検の状況です。静的動作の確認ですが、始業前に分銅ではかりとウエイトチェッカーの確認を行っています。ウエイトチェッカーについては、コンベヤを止め分銅で確認をします。

次に動的動作の確認として、過量品と不足品、標準品を流して、正確に判別するかの確認をしております。充填中にライン毎のサンプリング回数を決め製品ボトルを抜き取って、非自動はかりで計量しています。それらを集計して各ラインの平均値及び標準偏差を月毎に提示しています。キャノーラ1000gの商品を日毎、定期的に抜き取って管理はかりで確認した値を入力したものです。左の列に最大値、最小値、平均値、標準偏差及び3σ等、計算しております。

新制度移行への課題ですが、①標準偏差の認知の低さについては、標準偏差は何のために必要なかを認知していないということがあります。

②ウエイトチェッカーの速度変化によるバラツキの違いとしまして、速度変化でどの程度変化するのか。③ウエイトチェッカーの個装の接地面の大小でどの程度変化するのか。④ウエイトチェッカーのトレーサビリティについて、何で保証するのか等、課題があります。

計量士の活躍の場ですが、世間一般的に「計量士」の知名度が低いと感じています。私も友達に何やっているのと聞かれて計量士といいますが、「ああ、道ばたで覗いている人ね。」と良くいわれます。計量士により、一般消費者の取引の安全が確保されていることや計量士紹介などが、教育に取り組みされることを希望します。また、計量士の知名度の向上として、11月1日の計量記念日に関するイベントや出前計量教室、親子計量教室等の強化と学校での計量に関する教育を要望したい。

大手企業では、工事関係者場内安全管理基準を定めているところがある。高所作業者は、血圧測定の義務があり、判定基準も決められています。場内作業での落下事故の防止、リスク軽減を目的としています。（制限範囲は、後述のとおり。）また、年齢制限が定められており、65歳を超える計量士の場合には、2週間以上前に健康診断をして工場長の面接がある等、担当者的手続きが面倒になるので実際には、65歳以下の計量士さんをお願いしたいとわかってしまいます。このような現実があります。

〈制限範囲〉

・血圧は、最大161～179、最小101～119、最大79以下、最小49以下は、高所・槽内作業禁止。

- ・最大180以上、最小120以上の人は入門禁止
- ・年齢制限 18歳以上65歳以下

最後に計量士の確保については、法や規格による計量士業務の確保により、計量士業界の今後の発展も望めます。若手計量士の活躍が多くなることを希望しています。計量士を魅力的に感じることで、若手の人材確保が望めます。また、経験豊富な人材からの教育体制の構築も急務と感じています。

昨年11月に行われた何でも図ってみようコンテストを受賞した高野煌介君と話しをしました。お姉さんも3回受賞しています。“また、合おうね”といった少し寂しそうな顔をして、“今5年生なので、来年しかチャンスがない”、ということでした。お父さんにお聞きしたら毎年楽しみにしている、とおっしゃられていました。兄弟でお父さんに“これ計れるかな”、“これ量れるかな”と、いろんな事を質問されるそうです。子供が“はかる”ことに興味を持ってくれることにとても嬉しく、いい活動をしているな、と感じました。もっと多くの方に知って貰い、計量士にも興味を持って貰いたいですし、将来計量士を選んだときに、今回のように計量法の政省令改正に適正計量管理事業所や指定定期検査機関、指定検定機関等で計量士が活躍出来る場をもっと整備していかなければならないと考えています。

◆金井コーディネータ:今の話で印象に残ったのは、ユーザーへの情報不足があること、計量士の活躍の場が血圧で制限される例、何でもはかってみようコンテストの話であった。

◇発表2に対する質疑応答

◆金井コーディネータ:ただ今の発表でご質問ご意見等があれば、どうぞ。

○黒坂篤志計量士(新潟):発表概要版を見て期待していたのは、計量士の知名度というところです。6年前から計量士を始めているが、友達から聞かれて計量士の知名度を伝えるのに3分以上かかるのは、いらいらする。この会の途中が終わってから大分の計量士さん、山形の計量士さんに新潟から500gの分銅を持参してきたので、写真撮影して、メディアに送って取り挙げて貰おうかなと思っています。



黒坂 篤志 計量士
(新潟)

東京の方で出張教育をしているがその効果がどうなのか、小学生が計量士になりたいという声が出てきているのかな、そんな感想が事例をお聞きたい。

○横須賀計量士:計量士になりたいというのは、聞いたことがない。自分が作った、はかりで身の周りの物を計量してみたい、計れることが楽しかった、

という声は聞いたことはある。

○塩崎利平計量士(富山):22ページの実務紹介について、動的、静的動作の確認の際、確認するには、「振り分け装置」で行うのか。

◎小川惣太計量士(神奈川県):過量品、不足品、標準品、を流した後の判別については、キッカーがあって、その判別がちゃんとされたかどうかの確認を行っています。

○塩崎利平計量士(富山):その「振り分け装置」を使って判別をしているのか、そこで、「振り分け装置」は、はかりとは別物と考えるのか、システムとして一つとして考えるのか。

◎小川惣太計量士(神奈川県):構造的には、そこをデータ通して過量、不足であることを伝達してキックしています。認識としては、キックするところまで同じ物と考えて現場としては行っています。

○塩崎利平計量士(富山):今後、技術基準が決まってくるのではっきりしておかないと混乱する。今後、経済産業省の方で考えるときに、私も一体であると思っているところですが、これを明確にしていきたいと考えていますのでお願いします。

○真砂隆司計量士(兵庫):24ページに、計量士の活躍の場のところで、大手企業では工事関係者場内安全管理基準が示されていますが、この場合、計量士が計量管理として働く場、なのか今後指定検定機関として、たまに行ったときなのかどうか。

◎横須賀計量士:これは、常駐だけでなくスポットで工場内に入る場合にも適用することが書かれています。

◆金井コーディネータ:続いて、中部地区、廣瀬計量士の発表に移ります。

◇発表3 中部地区

「事業所の自動はかりの計量管理の状況と新計量制度への対応」

愛知県計量士会 廣瀬 幸造 計量士

中部地区の計量士活動について、7県計量協議会を年1回の持ち回りで計量関係者意見交換を行っています。各県の計量士会又は



塩崎 利平 計量士
(富山)



共同作成者
小川 惣太 氏



真砂 隆司 計量士
(兵庫)



発表者
廣瀬 幸造 氏

計量士部会として活動しており、愛知県、静岡県、三重県は月例会や定例会で意見交換をされています。

愛知県計量士会では、月例会として、5月、7月を除き、①行政機関からの情報連絡、②計量団体である日計振、連合会からの情報連絡、③計量士相互の情報交換として計量士随想を発表しています。④計量士の力量向上のためミニ講習会を開催するなどの活動を行っています。

計量士随想については、平成29年度では、5名の計量士さんから人生経験、業務経験等を発表していただいた。

ミニ講習会については、会員計量士の知識及び技量の向上を目的としているもので29年度では、不確かさ評価事例集の概要、力標準と一軸試験機の校正、計量法施行令の一部改正及び特殊容器の実際等について4名の計量士が行った。

計量士としての重要課題として、自動はかりについて、指定検定機関への参加と適正計量管理事業所における計量管理に関するテーマとして、事業所の自動はかりの計量管理と新計量制度への対応についてお話しします。

適管事業所で使用される自動はかり①は、ホッパースケールの写真です。日頃、穀物等の輸入量の検査、搬入・搬出管理に使用されているホッパースケール、製粉工場や飼料工場で受け入れや配合に使用されているホッパースケールなどを管理しています。

PPT7の写真において、穀物サイドで手前側、こちらが搬入用で奥側の小さいのが見えていますが搬出用です。側面に銀色の円盤状の載荷装置の分銅です。社内の標準分銅ということで、エアシリンダーによって懸荷される構造になっています。この分銅の管理も重要な要素です。

次のPPT8 ②は、適管事業所で使用されるパッカースケール、いわゆる、自動充填機です。製粉、飼料関係業界では、パッカースケールと呼んでいます。写真が重量検知部でその下に紙袋が装てんされて、向こうに見える充填機から製品が充填されます。

PPT9は、ウエイトチェッカーです。オートチェッカー、ウエイトチェッカー、今度の改正では、自動補足式はかりと呼ばれています。これは、製粉工場や飼料工場で使用されているものです。

次に、自動はかりの現状の計量管理については、飼料充填用自動はかりの例で説明する。今まで、自動はかりは特定計量器ではなかったため、これらの管理、検査は、計量法でいいますと自主検査、自主管理でした。検査周期は、半年又は1年に1回とし、

検査方法は、非自動はかりの検査方法に準じて事業所の定めにより検査を行っています。商品量目検査は、自主検査時に、検査方法は、適時、非自動はかりで検査しています。

PPT11の自動はかりの量目管理の留意点についてですが、第一に、穀類等充填用自動はかりは、ご承知のとおり、上部のサージホッパーに被計量物をためて、供給装置のゲートを開いて、計量ホッパーのロードセルで重量検知をする。ある一定の重量を確認の後、排出装置のゲートによって下に落とし込み、パートラック、コンベヤ等でサイロ等へ送る。図で、落差と書いているが、落差補正の調整が重要な点で、投入ゲートの開度の調整や被計量物、原料や製品の水分、粒度、比重が基本ですが落差が変わってくるので、量目管理に注意しなければなりません。

次に充填機には、集塵装置の影響があります。JIS B 7603:2015年版では、「集塵機の動作が計量結果に影響を及ぼしてはならない。」とありますが、それなりの空気抜き、キャンバス等を使って、影響を及ぼさない構造にはなっています。上部が開口部となっているところに、キャンバス（網目布製等）なるもので覆い、粉塵やダスト、製品が飛沫しないような構造になっておりますので、その取り付けであるキャンバス汚れ、取り付けに注意しないと量目に影響を及ぼす。ロードセルであるため気温差による影響も考慮する必要があります。

まとめですが、新制度の管理の課題として、検査の方法については、JISに基づく検査の実施、適正計量管理事業所の計量士の役割として、計量士による計量管理の有意性のアピール、自動はかりを使用する適正計量管理事業所に対応出来る計量管理技術向上が必要になってきます。

◇発表3に対する質疑応答

◆金井コーディネータ：実際に穀類関係の自動はかりの管理経験から発表いただきました。質問等をどうぞ。

○塩崎計量士(富山)：3点について伺います。まず、30ページに写真が載っているが、円盤状分銅の検査の周期についてはいかがか。

◎広瀬計量士：実用や、基準分銅ではないので事業所の決めによって行っています。標準分銅として取り扱っています。

○塩崎計量士(富山)：検定になってくると

◎広瀬計量士：いや、検定についての今後のことについては、分かりません。

○塩崎計量士(富山)：P32ページの下段の図では、湿度関係について、書かれていないが、この場合、

計量器に装置がついているのか、ついていないのか。

◎**広瀬計量士**：水分値については、上段の図に書いてあるが、サージホッパーの所についているタイプもある。あるものとなないものがあると承知しています。事業者によって、保管管理しているときに、水分測定は事前に管理しているところもある。

○**塩崎計量士（富山）**：水分測定器が計量器に必要なか

◎**広瀬計量士**：量目管理で問題無ければ、必要は無い。必ず必要かどうかは、事業者の管理事情によって変わってくる。

○**塩崎計量士（富山）**：発表されたものは愛知県の活動内容と理解している、これを中部地区に開放していただければと思います。

◎**廣瀬計量士**：会長に伝えます。

〈15分休憩〉

◇加藤総合司会：再会を宣言

◆**金井コーディネータ**：それでは、後半を始めます。第一番目は、近畿地区から京都府計量協会の吉永計量士から発表をお願いします。

◇発表4 近畿地区1

「自動はかりの検定制導入と計量士の役割」

京都府計量協会 吉永 高志 計量士

自動はかりの検定制導入ですが、内容は皆様既に、ご存じのことと思いますが、概要だけ触れておきます。自動はかりを特定計量器に追加し、検定対象は4機種、自動補足式はかり、ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケールに限定されました。そして、検定の有効期間は2年、ただし、適正計量管理事業所で使用する自動はかりの有効期間は6年とし、検定の実施主体は、産業技術総合研究所（主に型式承認）と指定検定機関（検定業務）が行うこととなった。



発表者
吉永 高志 氏

検定制導入に伴って、計量士が担う役割・業務に適正計量管理事業所における自動はかりの計量管理業務と指定検定機関における検定業務が新たに加わり、計量士の役割が拡大することになると思います。よって、計量士としてこれらの業務にどのように関わっていくかが今後の重要な課題になると思います。

次に、京都府計量士部会の取り組みや今後の方針、検討事項等について発表します。

今までは法令改正を中心とした説明会や勉強会を実施してきましたが、今後は現場での業務に関わる研修が必要と考えています。JISに基づいた計量管

理、自主検査の研修、実機を使用した研修、実例を基にした取引・証明の該当、非該当の勉強会が必要になってくると考えております。また、適正計量管理事業所の増加も重要な課題と考えており、自動はかり使用事業者への適正管理事業所のメリットの普及活動が必要と考えています。検定有効期間が6年になる、今後規定されるJISによる検査・管理方法及び産総研が行う場合の手数料令によって、経費面でのメリット度合いが決まってくる。検定料金、JISの検査内容によつての業務内容、人件費によつてメリットが変わってくると思います。

計量士の有用性について、自動はかりの計量管理の必要性及び法定計量の知識等、検査、計量管理だけではなく、それ以上の付加価値、品質管理、工程管理やリスク管理の提案等、を与えることができれば、更に重要なメリットになると考えています。

問題点としては、自動はかりの検定制を利用して適管事業所を増やそうとした取り組みには、気になる点もある。それは、適正計量管理以外の使用事業所は、検定を実施した指定検定機関しか分からないのでは、ないかと、指定検定機関は国への報告義務があるかとは思いますが指定検定機関以外は、取引・証明に使用されている自動はかりの所在自体が分からない、とするとアプローチのしようがない、という懸念がある。また、適管事業所を増やしたい計量士側と指定検定機関は利益が競合するのではないか。これについては、指定検定機関と通常で考えると民間事業である指定検定機関は、事業所が適管事業所になると、2年毎が6年毎になるため修理が減る訳ですね、同じ計量士同士ですが利益が競合する可能性がでてくるかなと思っています。例外として、大手のメーカーさんが指定検定機関になった場合、計量士が不足しているとか、顧客との費用問題で逆に2年ごとより6年毎の方がいいということがおきてくれば、それは競合することにはならない。計量協会が指定検定機関に成れるかどうかによつても今後の対応も変わってくる。

次に、指定検定機関における、自動はかりの検定についてですが、京都府計量士部会として自動はかりの指定検定機関の指定を受けることを検討しています。しかし、指定検定機関は、指定定期検査機関とは異なり、民間事業の側面をもっている点、都道府県別ではなく地域ブロック別であること、今後、規定されるJIS及び手数料令を考慮し、新規事業として指定検定機関として運営できるかといった点を検討しなければならない。つまり、前提として、経営における採算性や若手計量士の確保が必要である。特に若手としたのは、ブロック別であるため、通常より長距離移動が必要となってくること、ライ

ンが止まる事業所では検定を時間外、夜間、休日の実施する必要も出てくると思いますのでそういったケースに対応出来る人材が必要ということです。

次に、指定検定機関を受ける場合に望ましい運営形態について検討している最中です。今回は、現状で考えられる3つの検討案を発表します。

一つ目は、計量協会が単独で運営する場合です。ここにスキーム図を書きましたが、受検者から申請を受けて検定を行う。合格であれば良いが不合格であれば、修理事業者に修理依頼し修理後、受検者から計量協会に再申請されて、再検定を行う、という方式である。メリットは、一番シンプルで運営経費が一番抑えられると思うが、問題点としては、不合格時の再検定までの時間ロス、費用の増大、メーカー、修理事業者と連携して事前にメンテナンスした検定の立会が可能かどうか。

ブロック内に指定検定機関が極少数だった場合の業務過多における検定員不足が出てくる。他府県の計量士との契約は可能か、また、検定設備である分銅はどうするか、といったことが問題となってくる。

二つ目の案は、指定検定機関であるメーカーと業務連携をする場合です。修理検定を時間ロスなく行えることを考えると、メーカーが指定検定機関になる有用性は高い。修理と検定は、(中立性、独立性もある。)別業務であり、人材や計量士の確保、自動はかりの検定代が入ることはメーカーにとっても問題になるかと思われます。メーカー側の問題点と計量協会側の不合格時の時間ロス、使用者の費用増大の問題点を業務連携によって緩和解消できないかという案である。

図を見ていただくと、受検者からメーカー指定検定機関に申請があった場合、メーカーが計量協会に依頼し、協会の検定とメーカーの修理が同時に入る。右側の修理の場合は、検討案1と同じである。

利点としては、メンテナンス・修理要員と検定要員が同時に赴くことによって、不合格時の修理再検定までの時間ロスがない、メーカーの検定員不足が解消される。

逆に問題点は、メンテナンスと検定を同日に行うと時間が長くなる。ラインを止めないため、時間外、夜間、休日の業務が増加するのではないかと。検定申請を受けたメーカーが検定業務を計量協会に依頼できるかどうか。計量士が複数検定機関に兼任が可能であれば、1メーカーに1名の担当として契約を結ぶことも考えられる。計量協会に申請があった場合に、不合格時の時間ロス、費用増大の問題がでてきますので、どれ位のメーカーが指定検定機関になるのが問題になってくる。全てのメーカーが指定検定機関になるとは言えないので検討案1と同じ修

理については問題点が残されています。

検討案3は、計量協会が複数の計量団体と連携して指定検定機関になる場合です。受検者からの検定申請を事務所で受理し、事務所がブロック内の各計量団体に業務を依頼するという運営形態です。利点は、ブロック内の地区分担が可能であること、長距離移動しなくても良くなる。検定機関の検定員確保の負担が少ない。計量士が不足した場合や不足の自体における相互補助、協力体制ができる。

逆に問題点として、事務所をどこに設置し、どの団体が管理運営するのか運営する団体が人的・業務的に多大な負担になるのではないかと。また、検討案1と同様に不合格時の時間ロス、費用の増大が出てきます。スキーム図2も取り入れて、メーカーと業務連携するか若しくは、メーカー自体が連合参加することも検討しなければならない。

ブロック内で他に指定検定機関、団体がなければ、連合自体が不可能であろう。全国組織が立ち上げれば、参加団体も多くなると予想されますが、その可能性があるのかどうか。悩んでいるところ。

以上が現時点で検討している案ですが、実際には、まだまだ検討材料が不足しているのが現状です。今後、規定される自動はかり関連JISや手数料令、どの地区でどれだけの計量団体やメーカーが指定検定機関になると手を挙げるのかによっても流動的に状況が変わってくるので、指定検定機関については今後も継続して、情報収集と検討が必要な案件であると考えています。

最後になりますが、計量士部会、計量士として今後やるべきことをまとめてみました。

〈計量士部会の方針・準備として〉

新事業として自動はかりの計量管理業務・指定検定機関を考える。

- ・自動はかりを使用する事業所への適正計量管理事業所のメリットの普及活動・計量管理の推進
- ・指定検定機関の認定取得の検討・準備
- ・自動はかりの計量管理及び検査・検定業務ができる計量士の育成

〈計量士として準備すべきこととして〉

【自動はかりの計量管理等に主体的・積極的に取り組む】

- ・自動はかり関連、特に今後予定されているJISやQ&Aの内容を積極的に情報収集する
 - ・産総研・日計振・地域計量団体が行う自動はかりの研修会を活用し、自身のスキルアップを図る
 - ・適正計量管理事業所に対して付加価値を与えられるような計量士を目指し自己研鑽する、
- ということが重要となってくる。

現在、複数の地区計量士会において、計量士会独

自で行っている事業が少ない点、指定検定機関としての収入減少等が課題として挙がっていると伺っています。今後、更に、この問題が挙がるのではないかと。自動はかりの検定制度には、まだ、はっきりしない部分もある。多くの計量士にとって、全く新しい分野で中々主体的、積極的に取り組むのが難しいのが現状ではないか、と思っておりますが、自動はかりの計量管理業務や検定業務が計量士の将来にとって必要不可欠な役割、業務と捉えて現時点ではそのための準備を行うことが重要だと思っております。

◇発表4に対する質疑応答

◆金井コーディネータ：指定検定機関について、すぐれた考察をしていると思います。では、質問をどうぞ。

○広瀬計量士：図に「メーカー」と入っているが、メーカーそのものは指定機関になれない筈では、

◎吉永計量士：製造修理部門と別個の部門でということ。

○廣瀬計量士：メーカーの下には、修理事業者さんがいて、そこは単独メーカーを取り扱っている者もあるかも知れませんが複数対応している者が多い。それも含んでいる検討か。

◎吉永計量士：検討案は、理想として、メンテナンス、修理もできる事業者と一緒に進めていくのが良いということで提案したものです。

◆金井コーディネータ：続いて、近畿地区から大阪計量士会の山下計量士に発表をお願いします。

◇発表5 近畿地区2

「新計量制度に対応する地区計量士団体の活動」

大阪計量士会 山下 裕之 計量士

新計量制度に関わってですけども、これまで、講習会、研修会、懇親会を含めていろんな計量士と話をしてきましたが、印象に残る言葉が二つあります。一つは、よう分からんな、もう一つは、ほんまに出来るんかい、見たいな、不安をちょっと感じるようなことを聞きます。実際、例えば、自動はかりの検定制度についても、工場の中にいっぱいあるけど、どれが対象になるのか、JISの技術基準は、どうなっていくのか、検定手数料額、技術基準、適管では6年となっているけど6年もつか等、聞きます。不透明な部分が、まだまだ沢山ある。こうしたことから、大阪計量士会としては、いま、新計量制度について検討する予定はあり



発表者
山下 裕之 氏

ません。新計量制度については、当然勉強もしなければなりません。しっかり、学んでいこうとはしていますが、現状では、検討する予定はない。ならば、今、何をするのかというときに、大阪計量士会としては、標題のように、計量士の知識習得・技能向上に関わって、一生懸命努力していくことが、今、はっきり分かっていることとして計量士団体がやっていくことと違うのかとの共通認識となっています。そこで、大阪計量士会が会員計量士にどのようなことを行ってきたかを報告させていただく。

まず、総務委員会、例会、サークル活動、計量技術研修講座、計量基礎セミナー及び施設見学会と事業活動についての概要について紹介があった。

例会については、テーマを考えると、3つの観点で、一つは、会員の疑問や要望に応えること、ここでは、SOLAS条約のこと、電子封印、血圧計関連が当たる。二つ目は、今、知っておくべきこと、身につけておくべきことを情報提供、今でいうと、新計量制度、自動はかり等です。三つ目は、会員計量士が持っている、経験や知識、研究していることの発表、紹介です。例会は、いつも50名位が参加しています。

サークル活動は、流通、生産、規格基準、パソコンの四つのサークルです。流通では、計量実務問答集についての意見交換中心で、中身は、日常業務の中の課題が中心である。生産は、製造業に関わっている計量士の集いである。元々は、ISOに関する勉強会をしていました。最近では、計量管理マニュアルについて勉強会をしています。でも今は、新計量制度で、ウエイトチェッカーの計量管理の方法について話をしました。規格基準サークルは、自動はかりの計量管理実機研修会に参加した者がその内容を報告した。パソコンサークルは、最近では、ウェブカメラを使用した血圧計の検査とかをやっています。

次の計量技術研修講座からは有料です。自動はかりの計量管理について、測定工具（マイクロメータ、ノギス）の基礎講習会を先週行った。計量基礎セミナーは、正しく計量するための方法についての講義と電子天びん実機を用いた計量の実習を行った。実機を用いる講座は大変好評である。

施設見学会は、巻き尺の日本度器始め3箇所を訪問した。大阪には、もう一つ計量士団体があり、大阪計量士会のメンバーが大体、ダブって参加しています。月に1回、会合をもっており、サロンといいますが新計量制度に関わって多岐に亘って意見交換を行っています。

最後に、新計量制度に対して、地区計量士団体ができることですが、会員計量士に今何が出来るかを考えることが重要である。そこで、①最新情報など

のタイムリーな提供、そのことに対して意見交換できる場、を作ることが大事である。②事業所で役立つ、必要な知識・技能、物を共有出来る場を設定すること、③事業所等で対処に困った(迷った)事案などに対する意見交換や相互援助(アドバイス)できる場を設定すること、④計量士同士、つながりの場を設定すること

活動に当たっての留意点ですが、①計量士の集える場が「日常的」「定期的」にあること、②それぞれの抱えている「課題」「疑問」を自由に持ち寄れること、③お互いの持っている「力」を生かしあえること、④「リーダー」「リーダー集団」が知識の習得や技能の向上などに関わってタイムリーな情報収集に努めること。

大阪計量士会は、適正計量管理事業所等で会員計量士が新計量制度において、求められている手続き、検査、管理等に的確に行えるようにするための情報を提供し、そのための研修を計画的に実施したい、ということが今は重要だろう、と考えています。新計量制度に対応する計量士、それを皆で支える活動なしに使命ということとはできない。

◆金井コーディネータ：補足の意見をいただいておりますので、原田計量士どうぞ。

○原田計量士(大阪)：自動はかりの指定検定機関についてですが、指定検定機関の体制要件は一般計量士3名以上を含む6名以上であること、とされているが、実際、ハードルの高い検定機関が設置出来るかどうか、疑問に思っています。



原田 勲 (大阪)

採算性、実際に動いているときにいけるのかどうか、中々、手を挙げられないところも多いのでは、アンケートでは、10県程度かなとありましたが、北は北海道、南は沖縄県まで網羅しなくてはいけない。

高いレベルの検定機関ではなくて、幅のあるものが出来ないかと思っています。最初の検定は、そういった機関でやるべきですが、2回目の検定は、もう少し緩やかなものにしていただけないか。

一つの方法として、代検査ではないが計量士がしかるべき講習を受講して自動はかりの代検定資格(仮称)のようなものを取得し、初回検定以外は代検定資格計量士で対応できないかと思えます。その計量士達が何人かで組んでやれないかということです。それらは地域計量士の職域拡大にもつながり、自動はかりの検定漏れを防ぐことにもつながるので、はと考えます。

◆金井コーディネータ：最後に九州地区から鹿児島県計量協会の坂元計量士から発表をお願いします。

◇発表6 九州地区

「日常の計量士活動における問題点および自動はかり検定制度についての検討」

鹿児島県計量協会 坂元 一光



計量士

所属している、九州計量士連絡

発表者
坂元 一光 氏

協議会は、九州7県の代検計量士を中心とした50名が会員登録し、任意団体「九州計量士連絡協議会」を設立しています。協議会を年1回開催しており、活動は15年目に入りました。

この会の特徴は、製造・修理事業を営業者で計量士資格も有する者が多く、代検査業務だけでなく、適正計量管理事業の計量管理及び指定定期検査機関の検査員として、日々、適正な計量に関わる幅広い活動を担っている者が多いことです。

これから得た、非自動、自動はかりを問わず私たちが実際に現場で検査メンテナンス等、に関わってきた経験、視点から現状の問題点やこれから自動はかりの検定制度を迎えるに当たり直面するであろう課題と提案、要望をさせていただきます。

私たち協議会では、過去数回、各県に計量士活動に関するアンケートを実施し協議会活動に反映させてきました。その内容は次のとおりです。

1. 日常の計量士活動における現実的な問題点
2. 計量士の現状と要望

日常の計量士活動における現実的な問題点としては、市場規模が小さいので、活動範囲が限定されています。その結果、他社との安易な価格競争になり収入の確保が難しい。

計量士活動全般にわたる疑問点については、「代検」という言葉が計量士業務自体を一段、低いものに見なされている原因になっています。検査自体はまっとうなものなので「代検査」でなく「法定検査」でよい。「代検」という言葉を即刻直し、それが地位向上にもなると思います。「法律家」であること、特段の知識を有する資格者であることを認識頂くための努力が必要と思います。

次に、今回の計量制度改正に関わる意見・提案として、政省令改正された中には、計量現場の現状把握が十分とは言えない等、課題を残した状況で政省令改正が進められたのではないのでしょうか。

指定検定機関、又その検定機関参入についての質問・意見・提案として、JIS技術基準や省令の運用を明らかにされないと判断しかねるので、早く説明会を開催するなどして示していただきたい。

例えば、設備等の負担を伴うことがないのか。

日本計量振興協会への意見・提案として、公認会計士協会のように法律改正や対応すべき案件が出た場合に、積極的に分かりやすい講義・講習をして貰いたい。また、構成団体を応援する姿勢が鮮明ではない、会費分・それ以上の支援を！

日計振の計量士部会活動についての意見・提案として、全国的な一般論も大事かも知れませんが、地方で計量士業務を事業としている者としては、より現実的な対応の可能な業務の在り方や方向性の議論をして欲しいと思います。「中央」「適管計量士」寄りの活動ではなく、より現場を支えている「地方」「代検計量士」向けになっていません。

都市部の大手企業で品質管理を担当する計量士の業務とその代価、地方の中小企業の設備の計量管理をしている計量士や、地方零細計量事業者の業務とその代価を比べれば、圧倒的に後者のほうが業務量は多いと思います。その圧倒的に業務量の多い地方計量士活動よりも、日計振の対象はあくまで都市部のいわばホワイトカラー層になっていることが問題ではないでしょうか、これでは将来にわたる計量士の養成にはならないと思います。

計量士立会いの検査時には、器差調整が可能であるよう検討して欲しい。九州には、製造・修理事業を持っている計量士が多い。器差調整程度で直るのであれば、器差調整は、OKとして欲しい。

「自動はかりに関する問題点等の指摘及び提案」については、他の地区の発表と被るところがあるので少し割愛させていただきます。

PPT12の自動補足式はかりについて、福岡県計量協会の勉強会で検定方法について勉強し協議会メンバーと協議した結果、被計量物の実物を60回、しかも最小計量値、途中、最大計量値と3回実施するのは、現実的ではないと思います。実用のを10回程度で実施するのが現実的であると私たちは考えています。

ホッパースケールでは、計量物を実際に流すことは相当の時間を要します。現実的な検定実施方法にして欲しい。また、計量器に接続している配管、供給ゲート、排出ゲートの取り付け状態、キャンパスの強度・劣化、触れ止めの振動、風などの自然現象等々、外的要因を受ける。このような外的要因は、計量士では判断出来ない部分が多い。

そのための要件を検定要件に入れるよう要望します。

充填用はかり、高速の組合せはかりの1分間に120個を計量し、排出、製品にする自動はかりの1回1回の製品の重量値を確認することは不可能である。そのため、そのような計量器に対する対策を

盛り込んで欲しい。また、入れ目等に対する検定時の判断方法を盛り込んで欲しいと思います。

コンベヤスケールについては、使用者にテストチェーンを持つことを義務づけ、検定受検者は、テストチェーンの準備、補充作業員の確保を義務づけておく必要があると思います。

結論から言いますと、現在、自動はかりの検定受検対象がまだ明確に示されていません。伝わってきませんので、現場ユーザーに検定受検を進めるためにも、どのように使用されているものが検定対象になるのか通達なり明確に打ち出して欲しいと思います。検定検査方法も同じです。現場の計量士達も意見をもっと聞いて貰い現実に即した検定方法を考えていただきたい。

PPT23指定検定機関への障壁と要望(2)について、相当数ある既に使用されている自動はかり（特に自動捕捉式はかり）の初回検定申請は検定制度導入期間の最終年に集中されることが予想されています。そうすると、初回検定ができない自動はかりが発生し、その後も2年周期で検定を完了させるのは困難を要します。例えば、検定実施遅れを発生させないために、まず、1年間で各県内を検定できるような定期検査の地区割を導入することにより、効率よく検定を実施する仕組みを構築して欲しい。九州沖縄など離島を多く含む県は特に大変だと思えます。

以上を踏まえまして、私たち九州計量士連絡協議会は、指定検定機関を立ち上げたいと思っています。背景として、普段、私たちは代検計量士として工場内の非自動はかりの検査、自主検査への立会や税関認定計量器の申請、更新検査をしています。政省令改正により、民間事業の参入促進、実施できる検定の種類を限定する全国をブロック分けするブロック単位の業務を行う。また、大きく分けて、指定要件である3つの要件を私たち九州計量士連絡協議会のメンバーは充足しています。

“自動補足式はかり”を検定させて貰いますが、現時点で装置（基準分銅、管理はかり）は、代検計量士として保有しています。性能、JIS B 7607に規定する試験ができる者は、研修により出来る。そして、計量士連絡協議会の中で検査方法等の統一ができる。全員が一般計量士に該当する。人数50名が在籍、業務を実施するブロックとして、九州沖縄ブロック。現メンバーは、沖縄県を除く7県から参加、また、沖縄県の計量士からも参加する意向をいただいています。その場合、どのような組織体系が考えられるかですが、九州計量士連絡協議会で事務局を作り、メーカー、販売店から紹介を受けた受検者から依頼を受け、各県担当計量士に派遣要請を行

います。

指定検定機関への要望としてですが、九州の計量士は日常業務「製造」「修理」「販売」を通じて高い知識・技能を有しています。それら人材の有効活用として検定計量士を兼業できる場として指定検定機関の設立の障壁はないものと考えます。

一案として、今後、日計振による「検定計量士養成プログラム」「資格認定制度」を作ることを検討して貰い、その資格者を派遣することにより高い技術を維持できると思います。

国、産総研には、指定検定機関が安定的経営ができるような「目安になる検定料金の設定」を検討して欲しい。日計振には、そのための強い働きかけをお願いいたします。

疑問点についてですが、先ず、①登記が必要なのか、②法人格が必要なのか、③適正計量管理事業所の計量士と兼務が可能か、④他の指定検定機関と兼務が可能か、を挙げておきます。

九州計量士連絡協議会が指定検定機関として立ち上がることで、製造・修理・販売を通じて培った計量士の知識、経験をメーカーや受検者に十分にサービス出来ます。それが私たち九州計量士の使命と考え、ひいては九州計量士の育成に繋がり計量業界全体の発展に寄与出来ると思います。

産総研、日計振、全国の計量士の皆様方、応援をお願い致します。

◆コメント・助言（要旨）

◆金井コーディネータ：坂元さん、有り難うございました。九州地区の状況が良く分かりました。

時間が参りましたので、ここで、講評、助言をいただきます。

◎国立研究開発法人産業技術総合研究所

小谷野泰宏計量研修センター長：

政省令に対します、皆様方のいろいろな検討、勉強されていることをお聞かせいただき有り難うございました。

我々と致しましても参考にさせていただきます。特に指定検定機関に対しましては、不安に思っているところがあるかと思えます。産総研計量研修センターと致しましても、今、経済省パブコム等でごらんになっていただいているとは思いますが、講習等を計画しているところです。

今回の指定検定機関におきましては、研修は非自動はかり、燃料油メーターと自動はかりの3機種ですが、これについて、4月以降、実施する予定です。非自動はかり、燃料油メーターについては、9月始

め、自動はかりについては、12月中旬位を予定しています。これに関しては、官報とか産総研HP等でご案内します。特に、自動はかりに関しては、本年度、自動補足式はかりのみにJISが規制されますので、30年度は、自動はかりのみとなります。今後ともよろしく願いいたします。

◎経済産業省計量行政室 吉岡 勝彦 室長：本日発表いただきました5地区6名の計量士の皆さん、有り難うございました。感想ですが、新制度の不透明感とか、情報不足からいろいろな不安感があるということで、要望、疑問だとかご指摘いただきました。同時に前向きな事例紹介もいただきました。我々も答申をまとめるに当たって、計量現場について、いろいろ勉強をしたり、政省令をまとめるときもいろいろご意見をいただく等、してきたということもあるが、本日こういったご意見をいただきまして、まだまだ勉強していかなければならないなと思った次第です。私もこの年度は、地域の協会の方に出向いて説明会だとかを田中補佐とともにやらせて貰って、いろいろと意見交換をさせていただいたこともあるけれども、これからも引き続き皆さんの意見を聞いていきます。また、電話でもメールでも現場での意見があること等、忌憚のない意見をいただきたい。

最近、進捗状況について、ご説明する機会がなかったのですが、自動はかりについては、10月に届出制度が開始しました。現状、ぼつぼつ届出は出てきているところですが、まだ、我々が想定しているような修理、製造事業者から届出が出てきているという状況ではありません。情報提供が巧くないという点があるのかも知れませんが、是非、皆様にもご協力をいただいて、手続きを進めていただけるよう、この場をお借りしてお願いします。自動はかりの技術基準のJISを策定しているところですが、補足式はかりは1年早いということもあり、ある程度纏まってきている状況もございますので、先日、経済産業省のHPにお示しできる範囲ですが自動補足式はかりの検定の手法について、紹介していますので是非ご覧下さい。

手数料の関係についてご意見がありました。技術基準が固まらなると決められませんが、指定検定機関の手数料は、認可料金ということですから、事業者の皆様からいただいた手数料が適正かどうか我々の方で見させていただき認可する手続きになりますので、若干、定期検査の手数料の決め方とはちょっと違ってくると思っています。現実に即した手数料になるようには考えていきたい。

器差検定の関係については、指定検定機関になる方は、研修を受けていただくことが必須で、研修を



産業技術総合研究所
計量研修センター長
小谷野 泰宏 氏

受けた上で申請していただく。省令で器差検定機関については、決まっているが、それだけでは分かりにくいということもありますので、指定検定機関申請のガイドラインというものを、今、検討しておりますので、なるべく早く提供出来るように、しっかりやって行きたいと思っていますので引き続きご協力をいただきたいと思います。

◎経済産業省計量行政室 田中 睦室長補佐：

今回、政省令改正は、昨年6月に政令改正、9月、省令改正、ということで公布、施行されています。1年前に参加させていただいた大会では、まだ、改正がされていませんでしたが、この1年間で改正することが出来たことは、まず、当初の目的を達成することが出来たと思っております。



経済産業省計量行政室
室長補佐 田中 睦氏

今日、プレゼンテーションいただいた6名の皆様、それぞれ大変素晴らしいプレゼンテーションをいただき有り難うございました。

拝見をしております、これからの制度がどうなっていくのか、ご懸念ともう少し詳しいところを出して欲しいというご希望があったところで、我々も気を引き締めて、1年1年頑張っていかなければいけないなと思っています。

昨年1年間で各地域に計量行政室室員を廻らせていただきまして、私も1年前よりご存じの人が増えた大変有り難く思っております。また、何か、お困りのこととかご質問なりありましたら計量行政室まで気軽にご連絡いただければと思っています。また、1年間、計量制度の見直しを進めていきますのでよろしくお願い致します。

●意見交換まとめ

◆金井コーディネータ：コメント、ご助言ありがとうございました。今回初めての試みとして、各地区から発表していただきました。各地区の状況は、あ

る程度分かり、大変参考になったと思います。制度改正を通して非常に活性化しているなど感じています。これを活かして前向きに進んでいくことが大事だと思います。質問時間が限られた点、お詫び致します。今日は、大変長い時間有り難うございました。

〈閉会の辞〉

◇脇本委員：以上をもちまして、本日の第16回全国計量士大会の第I部を滞なく終了いたしました。参加いただきました皆様のご協力と活発な意見交換に計量士部会を代表して感謝いたします。誠に有り難うございました。



閉会の辞
脇本 勉 委員

○第II部 懇親会

吉川委員の司会で進行した。始めに主催者側として、桑山重光計量士部会副部長から挨拶があり、続いて、林久美子東京都計量検定所長から来賓のご挨拶をいただいた。



懇親会司会
吉川 勲 氏

乾杯は、東京計量士会小林梯二会長のご発声により、全国各地から参集した計量士の懇談が進み和やかな雰囲気で大変盛況であった。中締めは、万福委員が締めた。



主催者側挨拶
副部長 桑山 重光



東京都計量検定所長
林 久美子 氏



乾杯 東京計量士会
会長 小林 梯二 氏



中締め
万福 良秋 委員

(文責：推進部 計量士部会事務局)

平成29年度 第1回、第2回 計測管理システム (ISO/JIS Q 10012) 調査研究委員会

事業部

わが国の製造業における競争力向上と安全安心の確保の上で、計測管理のグローバル化と強化は重要課題の一つであり、ISO 10012規格は企業内における体系的な計測システム構築と活用のための有力なツールである。委員会では、前年度に引き続きISO 10012規格の各種情報と生産現場における規格導入取り組み方法について検討するとともに、同規格の評価・認証の方法について検討する。また、企業の計測担当者や計量士への技術講習会を前年度に引き続き実施する。

12月18日(月)に名古屋国際センターにおいて、第1回委員会を開催した。委員会では、平成29年度委員会の趣旨及び予定について事務局が説明した。その後、ISO/JIS Q 10012規格について、関連する情報と同規格の評価及び認証方法について担当委員から説明があり、討議を行った。

平成30年3月1日(木)午前にも名古屋国際センターにおいて、第2回委員会を開催した。委員会では、計量制度(政省令)改正と日計振の取り組みについて事務局が説明した。その後、10012規格に基づく自動はかりの計量管理規定案、企業における計測管理改善事例、計測管理アセッサーの育成等について担当委員から説明があり、討議を行った。また、当日の午後、同センターにおいて、「ISO/JIS Q 10012技術講習会」を開催し、① ISO/JIS Q

10012計測管理規格の概要と動向、②10012規格内容の解説、③トヨタ自動車における計測管理活動、④「測定の不確かさ」の活用方法と改善効果、について委員長、担当委員及び事務局からそれぞれ説明が行われた後、活発な質疑応答があった。受講者は13名であった。

委員長

中野 廣幸 中野計量士事務所

委員

石川 昌人 三菱重工業株式会社
 植手 稔 愛知県計量士会(計量士)
 榊原 淳生 株式会社 豊田自動織機
 菅沼 隆夫 味の素株式会社
 高井 哲哉 中央精機株式会社
 田中 亀仁 トヨタ自動車株式会社
 三橋 克巳 三橋計量士事務所
 望月 知弘 株式会社 日産クリエイティブサービス

アドバイザー

大竹 英世 株式会社 三弘
 伊藤 佳宏 伊藤計量士事務所

事務局

河住 春樹 一般社団法人 日本計量振興協会 専務理事
 倉野 恭充 一般社団法人 日本計量振興協会 事業部長
 澤田めぐみ 一般社団法人 日本計量振興協会 事業部



認定事業者部会

運営委員会を3月2日(金)日本計量会館において開催し、①(独)製品評価技術基盤機構 認定センター (IAJapan) の村田浩美氏からJCSS等の動向について報告の後、討議を行った。②事務局から平成29年度認定事業者部会全体会議次第(案)、平成29年度計測器校正技術者研修実施結果、平成29年度見学研修会(日本電気計器検定所 本社)の実施結果及び平成30年度見学研修会予定について、それぞれ説明の後、討議を行った。③渡部委員から質量測定に特化した不確かさセミナー(共催:(一社)日本計量振興協会)の開催案内があった。

運営委員会での討議結果に基づき、平成29年度認定事業者部会全体会議を3月29日(木)日本計量会館において開催し、部会長の挨拶の後①(国研)産業技術総合研究所の山田善郎氏から「SI基本単位の定義改定の動向について」、②事務局から「日本計量振興協会の事業実施状況」、③IAJapanの村田浩美氏から「JCSS等の動向について」、④IAJapanの大高広明氏から「ISO/IEC 17025:2017(試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項)改正の内容について」それぞれ報告が行われた後、活発な質疑応答があった。部会員ら43名が参加した。

事業部

運営委員会

部会長・運営委員長

田中 充 一般社団法人 日本計量振興協会 副会長

運営委員

小林 善男 一般財団法人 日本品質保証機構

白鳥 慎治 株式会社 オーバル

高橋 泰弘 株式会社 ミツトヨ

中丸 晃男 コニカミノルタ株式会社

野口 泰弘 日本電気計器検定所

森脇 保志 ジャパンファインプロダクツ株式会社

渡部 新一 公益社団法人 計測自動制御学会 力学量計測部会

アドバイザー

田代 直人 経済産業省 産業技術環境局

岸本 勇夫 国立研究開発法人 産業技術総合研究所

村田 浩美 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

事務局

河住 春樹 一般社団法人 日本計量振興協会 専務理事

倉野 恭充 一般社団法人 日本計量振興協会 事業部長

澤田めぐみ 一般社団法人 日本計量振興協会 事業部

平成29年度 第5回計量管理に関する新教科書案作成作業部会

事業部

3月13日(火)に第5回作業部会(以下、WG)を日本計量会館において開催した。WGでは、12月15日(金)に開催した第4回WGでの討議結果に基づいて作成された新教科書原稿(七次案)について、各執筆担当者(WG委員)から説明の後に討議を行

った。この討議結果に基づいた新教科書原稿(八次案)の作成を、4月中旬までに行うことになった。また、新教科書を平成30年度末に発行するため、新教科書案作成委員会及びWGの今後のスケジュール(案)について討議を行った。

自動はかりの計量管理推進委員会（平成29年度） 報告

1 はじめに

「自動はかり」に関しては、平成25年に「自動はかりの計量管理に関する調査検討委員会」が設置され、同年12月から3年余にわたり自動はかりに関する情報の収集や現場の計量管理の現状と課題などの調査活動を行ってきました。このような中で、平成28年11月1日に計量行政審議会の答申がなされ、これにより新たな視点で自動はかりに関する諸課題を検討することが必要になりました。そこで「自動はかりの計量管理に関する調査検討委員会」を改組・改称し、あらたに「自動はかりの計量管理推進委員会（以下「委員会」という。）」として、①計量管理の一層の推進を図ること、②規制に関する諸課題に円滑に対応するための検討を行い具体化すること、を主な目的として平成29年度から活動を開始しました。

2 委員会活動の概要

委員会は2回開催しました。この2回の委員会の概要は次のとおりです。

1) 第1回委員会（平成29年5月16日）

委員会の趣旨と活動計画を確認した後、政令改正案（開催期日において意見募集中でした。）について意見交換を行いました。この政令改正案に示されている制度改正に委員会として速やかに対応していく必要があるところから、次の取組みを行っていくことになりました。

①自動はかりの実機研修会及び現場研修会の開催

- 自動はかりのうち、多くの事業所において使用されている自動重量選別機について、その構造や機能、日常点検などの知識の習得を図るため、メーカーの協力を得て実機研修会を行う。
- ホッパースケールについて、その使用状況と計量管理の現状を把握するため、使用事業所及びメーカーの協力を得て現場研修会を行う。
- その他の自動はかりの実機研修などについては、今後、制度改正の動向を見極めながら検討する。

②自動はかりの計量管理事例報告会の実施検討

③自動はかりの技術講習会の実施検討

2) 第2回委員会（平成29年10月10日）

第1回委員会の後、政令改正及び省令改正が公布（政令改正：平成29年6月21日、省令改正：平成29年9月22日）されました。第1回委員会で開催

委員長 金井一榮

を決めて実施した実機研修会及び現場研修会の状況について報告を行い、課題や問題点について意見交換を行いました。なお、両研修会については、引き続きメーカーや使用事業所の協力を得て他の地域でも実施することにしました。

なお、自動はかりの計量管理事例報告会及び自動はかりの技術講習会については引き続き検討して行くことにし、また、指定検定機関の指定に関する講習会の開催についても検討することとしました。

3 自動重量選別機の実機研修会及びホッパースケールの現場研修会の実施概要

1) 自動重量選別機の実機研修会

実機研修会は、自動重量選別機のメーカーであるアンリツインフィビス株式会社、株式会社イシダ、株式会社エー・アンド・デイ、大和製衡株式会社、の全面的な協力をいただき実施しました。実機研修会では以下のような内容について、研修が行われました。

- ①重量選別機の基礎（原理と機能）
- ②重量選別機の調整、保守
- ③重量選別機の日常点検、定期点検
- ④グループ演習
- ⑤質疑応答

実施状況は表1のとおりです。

表1 自動重量選別機の実機研修会実施状況

実施回数	実施期日	実施都道府県	参加人数
1	平成29年6月20日	東京都	30名
2	平成29年7月5日	滋賀県	40名
3	平成29年9月12日	神奈川県	40名
4	平成29年11月14日	福岡県	12名
5	平成29年11月28日	埼玉県	23名
6	平成29年12月5日	兵庫県	24名
7	平成30年2月15日	広島県	15名
8	平成30年2月28日	愛知県	15名 合計199名

なお、この実機研修会は、平成30年度においても表2のとおり実施する予定です。

表2 平成30年度の自動重量選別機の実機研修会実施予定

実施回数	実施期日	実施都道府県	参加人数
9	平成30年4月23日	愛媛県	
10	平成30年5月9日	宮城県	
11	平成30年6月1日	北海道	

2) ホッパースケールの現場研修会

ホッパースケールに関する現場研修会は、日東富士製粉株式会社、甲南埠頭株式会社及び鎌長製衡株式会社、の全面的な協力をいただき実施しました。実施状況は表3のとおりです。

表3 ホッパースケールの現場研修会実施状況

実施回数	実施期日	実施事業所	参加人数
1	平成29年8月24日	東京都 日東富士製粉(株)	20名
2	平成29年11月10日	兵庫県 甲南埠頭(株)	19名 合計39名



自動重量選別機



研修会場



ホッパースケール

4 自動重量選別機の実機研修会における質問事項等

実機研修会においては、多くの質問等がありました。このうちの主な質問事項等は次のとおりです。なお、回答については当該実機研修会開催時点におけるものであり、すでに明確になっているものもあると思いますので、必要に応じて法令や経済産業省のホームページに掲載されている資料などを確認してください。なお、技術基準については今後明らかになるJISを確認してください。

質問事項等

項目	質問事項等	回答
特定計量器・自動はかりについて	ウェイトフィーラー（重量式液体充填機）は特定計量器ですか。	特定計量器になります。充填用自動はかりに分類されます。検定対象になるかどうかは今後明確になると思います。
	塗料用充填機（一斗缶に塗料を充填するもの）は、自動はかりになりますか。	一斗缶を人手でセットし、自動計量充填後、人手で取り出すようなものでも、計量充填工程が自動的に行われるものは、自動はかりに該当します。ただし、計量充填工程の最後で人手によりバルブ等进行操作し、はかりの表示を見ながら微調整をするようなものは該当しません。
取引・証明・検定について	「自動はかり」とは	計量結果を得るために所定のプログラムに従って動作し、計量過程で操作者の介入を必要としないはかりです。（計量結果を得る過程で人が介入しないということで、載せ降ろしが自動であるかどうかではありません。）
	いわゆる外箱チェッカーは検定が必要ですか。	検品用の段ボールチェッカーやボトルチェッカーなどは、取引・証明に該当しないため、検定受検の必要はありません。
	体積表示である乳製品の容量チェックに使用しているウェイトチェッカーは取引・証明用に該当しますか。	体積表示の商品を質量で検査する自動重量選別機の使用は、法定計量単位での検査のため、取引・証明に該当するとの見解もありますが、未だ確定していません。
	自動重量選別機を通過した後、製品の重量を抜き取り検査でチェックしているが、この場合、自動重量選別機の検定は必要ですか。	工程管理、品質管理の上から抜き取り検査を行うことは必要であり、事業所の判断で行うべきことです。全数検査ではないので、当該自動重量選別機は検定受検が必要です。
	検定は工場で行うことが可能ですか。	原則として現地検定です。初回検定はメーカーによる出荷前検定も一部認められることになると思います。
	検定後の設置場所の移動は認められますか。	別の場所の工場への移設（同重力加速度の場所）、同工場内のレイアウト変更などの場合については検討中です。
	ランク選別機は検定が必要になりますか。	ランク選別機は自動捕捉式はかり（自動重量選別機）にあたるので、取引・証明に使用する場合は検定に合格していることが必要です。

	工場に計量士を置いて検定を行うことは可能ですか。	検定を行うことができるのは指定検定機関です。工場に計量士を置いて検定を行うことはできません。
	使用している自動はかりが、取引・証明における計量に該当するかどうかを判断するのは誰ですか。	先ず使用者が判断することになります。判断がつかない場合は行政機関に相談してください。
	検定の経費はどの位ですか、メーカーに検定を依頼できるのでしょうか、年1回のメーカー一点検時に合わせて検定を受けたいのですが。	指定検定機関の検定手数料は、指定検定機関が市場競争の中で決めることとなります（認可制）。メーカーが指定検定機関になっている場合は、保守点検に合わせた検定の対応は可能になると思います。
	1ラインにおいて複数の自動はかりを使用している場合、表示の重量を担保するために重量検査を行っているウエイトチェッカーのみ検定を受検する必要があると考えてよいのか。	1ラインで複数の自動はかりを使用している場合、その1ラインの中のどれか1台が検定を受けていけばよいこととなります。例えば前工程の組合せはかりで計量袋詰めを行い、後工程の自動重量選別機で重量チェックを行っている場合は、自動重量選別機又は組合せはかりのどちらかについて検定を受ければよいこととなります。
検定方法等・技術基準について	検定の具体的な方法はどのようなものですか。(静的試験ですか動的試験ですか。)	一部静的試験もありますが、主に動的な実計量による試験が行われる予定です。技術基準(検定方法等)はJISで規定されます。
	検定後の自動はかりの能力等(対象重量、使用範囲、動作速度など)の変更は認められますか。	最大能力までの検定が行われていれば認められます。使用範囲が限定される場合には限定的な検定を行うことが検討されていますが、この場合、限定範囲を外れる使い方をするときには再検定が必要です。
	検定後の自動はかりの計量対象物(被計量物)の変更は認められますか。	性状などが変わり、計量性能に著しく影響を与える変更であれば、再検定が必要になる場合もあると考えます。
	自動捕捉式はかり、充填用自動はかりで、日常的に重量の異なる製品を取り扱う場合、全製品を用いて検定を行うのですか。	重量のみが異なる場合、最も重い製品で検定を実施すればよいとされることになると考えられます。

	既存の自動はかりに対する基準は新たに購入するものと異なりますか、既存の自動はかりはどのように取り扱われますか。	現段階において、既存の使用はかりについては、新たに製造されるはかりに比べて緩やかな基準とする方向で検討されているとのことです。 ・構造検定の一部省略 ・実目量(=検定目量)と表示目量との相違の許容など緩和された基準で検定を行って合格しなかった場合は、取引・証明に使用することはできません。
管理等について	検定猶予期間において、工場で具体的に対応しなければならないことはどのようなことですか。	取引・証明に使用する自動はかりは、期限までに検定に合格する必要があります。したがって既に使用しているものについて、取引・証明における使用に該当するかどうかを判断し、いつ頃検定を受けるかの計画を立てることが必要と考えます。JISの技術基準が明らかになれば、定期・日常点検の内容も変える必要性が出てくるかも知れません。また、点検手順の変更が必要になることも考えられます。
	生産ライン内の自動はかりについて検定を受検した場合、最終的に実施していた抜き取り検査は不要になりますか。	品質管理上、実施するかどうかは、各事業所で判断することになります。
	自動重量選別機は動的誤差が生じるため、その誤差分を製品の管理重量に加えていますが、検定に合格した自動重量選別機であれば加える必要がなくなりますか。	検定と、量目管理(品質管理)とは別です。事業所において経営上、量目管理(品質管理)などの観点から考えて、その必要性の有無を判断する必要があります。
その他	自動はかりの入替え周期はどの位ですか。	使用状態、メンテナンス状況などにもよりますが、大まかにドライ環境で10年位、ウエット環境で5年位です。
	メンテナンス部品の保持期間はどの位ですか。	一般的には、販売終了後、10年程度となっています。
	自動はかりは、指定製造事業者の対象になりますか。	将来は分かりませんが、今のところは考えていないとのことです。

5 今後の取組みについて

ご承知のとおり自動捕捉式はかりの検定が平成31年4月1日から、充填用自動はかり・ホッパースケール・コンベヤスケールの検定が平成32年4月1日から、開始されます。また、指定検定機関制度も動き出します。これらに対応して、新たな構想の下に幅広い分野で活動していくことが必要になっています。それには先ず自動はかりに関する知識、検定方法や計量管理の知識と技術を習得することが重要です。

このため次の研修を計画し実施していきます。

1) 自動捕捉式はかりの計量管理技術研修会の開催

昨年から実施してきた自動重量選別機の実機研修会は、自動重量選別機に関する基本的知識を得るためのいわば初級の研修会でした。今年度は、自動捕捉式はかりの技術基準が明らかになった段階で、検定の技術基準や検定方法、また計量管理の技術を習得するための自動捕捉式はかり計量管理技術研修会を計画し実施します。なお、この研修会の実施にあたっては、各メーカーの協力をいただくことが不可欠です。

2) 充填用自動はかり、ホッパースケール、コンベヤスケールの計量管理技術研修会の開催

今後の技術基準制定等の進捗状況を見極めながら研修会を計画し実施したいと考えています。

3) 計量管理の推進

委員会の本来目的である自動はかりの計量管理推進については、制度改正の浸透状況等を俯瞰的に捉えながらニーズの把握と新たな需要の開拓を検討し、またユーザーに合わせた計量管理の提案などを行って、市場開拓に取り組んでいきたいと考えています。

6 おわりに

自動重量選別機の実機研修会、ホッパースケールの現場研修会は、メーカーの皆様や使用事業所の皆様の多大なご支援とご協力をいただき実施することができました。ここに厚くお礼申し上げます。

また、委員会活動や研修会の開催にあたりまして（一社）日本計量機器工業連合会様からの的確な助言とご支援をいただきました。改めて厚くお礼申し上げます。

自動はかりに係る研修は、これからも実施していきます。関係の皆様方にはどうか今後とも引き続き多くのご支援とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。



計量行政情報

— 官報情報 — 「平成29年12月1日～平成30年2月28日」



- 平成29年12月6日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第43号
計量法第76条第1項に基づく特定計量器の型式承認（平成29年11月17日承認）
【第D1712号 株式会社守隨本店 愛知県 非自動ばかり】
- 平成29年12月7日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第44号
計量法第76条第1項に基づく特定計量器の型式承認（平成29年11月20日承認）
【第Q1713号 株式会社エルクエスト 千葉県 アネロイド型血圧計】
- 平成29年12月8日 日本電気計器検定所公告第29-10号
電気計器の型式承認（平成29年11月22日承認）
【第3341-8号 特別精密電力量計 WE13-R 三菱電機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】
【第3342-8号 普通電力量計 WE13-R 三菱電機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】
【第3343-8号 無効電力量計 WE13-R 三菱電機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】
【第3344-8号 最大需要電力計 WE13-R 三菱電機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号MDTR】
【第3341-9号 特別精密電力量計 WE13-R 三菱電機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】
【第3342-9号 普通電力量計 WE13-R 三菱電機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】
【第3343-9号 無効電力量計 WE13-R 三菱電機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】
【第3344-9号 最大需要電力計 WE13-R 三菱電機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号MDTR】
【第3345-8号 精密電力量計 WE13-R 三菱電機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】
【第3346-8号 普通電力量計 WE13-R 三菱電機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】
【第3347-8号 無効電力量計 WE13-R 三菱電機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】
【第3348-8号 最大需要電力計 WE13-R 三菱電機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号MDTR】
【第3345-9号 精密電力量計 WE13-R 三菱電機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】
【第3346-9号 普通電力量計 WE13-R 三菱電機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】
【第3347-9号 無効電力量計 WE13-R 三菱電機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】
【第3348-9号 最大需要電力計 WE13-R 三菱電機株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号MDTR】
【第3302-1号 特別精密電力量計 WH4E3-R 三菱電機株式会社 交流三相4線式 110/√3V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】
【第3303-1号 普通電力量計 WH4E3-R 三菱電機株式会社 交流三相4線式 110/√3V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】
【第3304-1号 無効電力量計 WH4E3-R 三菱電機株式会社 交流三相4線式 110/√3V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】
【第3305-1号 最大需要電力計 WH4E3-R 三菱電機株式会社 交流三相4線式 110/√3V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号MDTR】
【第3306-3号 精密電力量計 WP4E4-R 三菱電機株式会社 交流三相4線式 240V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】
【第3307-3号 普通電力量計 WP4E4-R 三菱電機株式会社 交流三相4線式 240V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】
【第3308-3号 無効電力量計 WP4E4-R 三菱電機株式会社 交流三相4線式 240V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】

- 【第3309-3号 最大需要電力計 WP4E4-R 三菱電機株式会社 交流三相4線式 240V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号MDTR】
- 【第3310-3号 普通電力量計 WM4E4-R 三菱電機株式会社 交流三相4線式 240V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】
- 【第3311-3号 無効電力量計 WM4E4-R 三菱電機株式会社 交流三相4線式 240V 5A 50、60Hz 伝送記号MDTR】
- 【第3312-3号 最大需要電力計 WM4E4-R 三菱電機株式会社 交流三相4線式 240V 5A 50、60Hz 30、60分 伝送記号MDTR】
- 【第3982-1号 普通電力量計 M5BM-R 三菱電機株式会社 交流単相2線式 100、200V 120A 50、60Hz】
- 【第3984-1号 普通電力量計 M6BM-R 三菱電機株式会社 交流単相3線式 100V 120A 50、60Hz】
- 【第3986-1号 普通電力量計 M6BM-T 三菱電機株式会社 交流単相3線式 100V 120A 50、60Hz】
- 【第3988-1号 普通電力量計 M6BM-R 三菱電機株式会社 交流三相3線式 200V 120A 50、60Hz】
- 【第3990-1号 普通電力量計 M6BM-T 三菱電機株式会社 交流三相3線式 200V 120A 50、60Hz】
- 平成30年1月4日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第45号
計量法第76条第1項に基づく特定計量器の型式承認（平成29年12月12日承認）
【第D1713号 大和製衡株式会社 兵庫県 非自動はかり】
【第S172号 飯島電子工業株式会社 愛知県 ガラス電極式水素イオン濃度検出器】
- 平成30年1月16日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第46号
計量法第89条第1項に基づく特定計量器の型式承認（平成29年12月19日承認）
【第Q1714号 オンボエレクトロニクス（シェン ツェン）カンパニーリミテッド 中華人民共和国 アネロイド型血圧計】
- 平成30年1月16日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第47号
計量法第76条第1項に基づく特定計量器の型式承認（平成29年12月20日承認）
【第Q1715号 オムロンヘルスケア株式会社 京都府 アネロイド型血圧計】
【第SF174号 株式会社堀場製作所 京都府 磁気式酸素濃度計】
【第SAC175号 株式会社堀場製作所 京都府 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計】
【第SC174号 株式会社堀場製作所 京都府 化学発光式窒素酸化物濃度計】
- 平成30年1月16日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第48号
計量法第89条第1項に基づく特定計量器の型式承認（平成29年12月20日承認）
【第Q1716号 欧姆龍（大連）有限公司 中華人民共和国 アネロイド型血圧計】
- 平成30年1月18日 独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第401号
計量法第146条において準用する同法第66条の規定に基づく校正事業者の登録の一部失効（平成29年12月25日登録一部失効分）
【0324 多摩川テクノクリエーション株式会社 長野県 長さ、角度のうち長さ】
- 平成30年1月18日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第49号
計量法第76条第1項に基づく特定計量器の型式承認（平成29年12月26日承認）
【第D1714号 パラマウントベッド株式会社 東京都 非自動はかり】
- 平成30年1月22日 日本工業規格
日本工業規格を制定改正及び廃止（平成30年1月22日付け）
1. 制定された日本工業規格（抜粋）
ガラス製温度計 B7414
コンベヤスケール-第1部：計量要件及び技術要件 B7606-1
コンベヤスケール-第2部：試験方法 B7606-2
品質マネジメントシステム-JISQ9001の適用に関する指針 Q9002
 2. 改正された日本工業規格（抜粋）
ハイトゲージ B7517
デプスゲージ B7518
浮ひょう-第1部：密度浮ひょう B7525-1
浮ひょう-第2部：液化石油ガス用浮ひょう型密度計 B7525-2
浮ひょう-第3部：浮ひょう型比重計 B7525-3
引張試験機・圧縮試験機-力計測系の校正方法及び検証方法 B7721
 3. 廃止された日本工業規格（抜粋）
一般用ガラス製温度計-第1部：一般計量器 B7411-1
一般用ガラス製温度計-第2部：取引又は証明用 B7411-2
コンベヤスケール B7606
- 平成30年1月22日 独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第402号
計量法第143条第1項の規定に基づく校正事業者の登録（平成29年12月21日登録分）

【0192 株式会社日産クリエイティブサービス 環境・エンジニアリング事業本部 計測技術部 計測技術グループ 神奈川県 振動加速度 振動加速度測定装置等】

【0268 株式会社新興度量衡製作所 校正部 東京都 長さ 一次元寸法測定器等】

【0332 第一物産株式会社 JCSS校正室 富山県 質量 分銅等、はかり】

○平成30年1月30日 独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第403号

計量法第146条において準用する同法第66条の規定による校正事業者の登録の効力の全部失効（平成29年12月1日登録全部失効分）

【0322 株式会社日立ICTビジネスサービス プロダクトサポート本部 校正サービスグループ 神奈川県 電気（直流・低周波） 全部失効】

○平成30年1月31日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第50号

計量法第76条第1項に基づく特定計量器の型式承認（平成30年1月11日承認）

【第B181号 三和メーター株式会社 東京都 タクシメーター】

○平成30年2月1日 日本工業規格

日本工業規格の改正

改正された日本工業規格（抜粋）

非観血式電子血圧計 T1115

ガラス製体温計 T4206

○平成30年2月1日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第51号

計量法第76条第1項に基づく特定計量器の型式承認（平成30年1月15日承認）

【第K181号 株式会社竹中製作所 千葉県 ガスメーター】

【第Q181号 オムロンヘルスケア株式会社 京都府 アネロイド型血圧計】

○平成30年2月5日 日本電気計器検定所公告第29-11号

電気計器の型式承認（平成30年1月19日承認）

【第4284-1号 普通電力量計 A5EA-RN2 大崎電気工業株式会社 交流単相2線式 100、200、240V 30A 50、60Hz】

【第4286-1号 普通電力量計 A5EA-RN2 大崎電気工業株式会社 交流単相2線式 100、200、240V 120A 50、60Hz】

【第4288-1号 普通電力量計 A5EA-RN2 大崎電気工業株式会社 交流単相2線式 100、110、200、240V 5A 50、60Hz】

【第4205-1号 普通電力量計 A6EA-RN2 大崎電気工業株式会社 交流単相3線式 100V 60A 50、

60Hz】

【第4207-1号 普通電力量計 A6EA-RN2 大崎電気工業株式会社 交流単相3線式 100V 120A 50、60Hz】

【第4209-1号 普通電力量計 A6EA-RN2 大崎電気工業株式会社 交流単相3線式 100V 5A 50、60Hz】

【第4211-1号 普通電力量計 A7EA-RN2 大崎電気工業株式会社 交流三相3線式 100、200V 60A 50、60Hz】

【第4213-1号 普通電力量計 A7EA-RN2 大崎電気工業株式会社 交流三相3線式 100、200V 120A 50、60Hz】

【第4215-1号 普通電力量計 A7EA-RN2 大崎電気工業株式会社 交流三相3線式 100、110、200V 5A 50、60Hz】

○平成30年2月13日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第52号

計量法第76条第1項に基づく特定計量器の型式承認（平成30年1月25日承認）

【第K182号 愛知時計電機株式会社 愛知県 ガスメーター】

【第EE181号 日置電機株式会社 長野県 照度計】

○平成30年2月14日 国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第53号

計量法第76条第1項に基づく特定計量器の型式承認（平成30年1月26日承認）

【第Y181号 アズビル京都株式会社 京都府 積算熱量計】

○平成30年2月20日 標準仕様書（TS）の公表について 日本工業標準調査会の審議を経て、平成30年2月20日に下記の標準仕様書（TS）を公表した。

記

1. TS名称及び番号

燃料油メーター-取引又は証明用-第1部：燃料油メーター TS B0034-1

燃料油メーター-取引又は証明用-第2部：簡易燃料油メーター TS B0034-2

2. 意見提出先 経済産業省産業技術環境局国際標準課（内容省略）

備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ（<http://www.jisc.go.jp>）において閲覧に供する。

また、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課においても閲覧に供する。

○平成30年2月20日 日本工業規格

1. 制定された日本工業規格（抜粋）

ブリネル硬さ試験—第1部：試験方法 Z2243-1

ブリネル硬さ試験—第2部：硬さ値表 Z2243-1

2. 改正された日本工業規格（抜粋）

鋼製巻尺 B7512

繊維製巻尺 B7522

3. 廃止された日本工業規格（抜粋）

ブリネル硬さ試験—試験方法 Z2243

○平成30年2月21日 日本電気計器検定所公告第29—12号

電気計器の型式承認（平成30年2月5日承認）

【第4346号 普通電力量計 M5RM-TC 三菱電機株式会社 交流単相2線式 100V 30A 50、60Hz -】

【第4347号 普通電力量計 M5RWM-TC 三菱電機株式会社 交流単相2線式 100V 30A 50、60Hz -】

【第4348号 普通電力量計 M5RM-TC 三菱電機株式会社 交流単相2線式 200V 30A 50、60Hz -】

【第4349号 普通電力量計 M5RWM-TC 三菱電機株式会社 交流単相2線式 200V 30A 50、60Hz -】

【第2909-1号 特別精密電力量計 AH3E7-R 大崎電気工業株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz -】

【第2910-1号 普通電力量計 AH3E7-R 大崎電気工業株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz -】

【第2911-1号 無効電力量計 AH3E7-R 大崎電気

工業株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz -】

【第2912-1号 最大需要電力計 AH3E7-R 大崎電気工業株式会社 交流三相3線式 110V 5A 50、60Hz 30、60分】

○平成30年2月23日 独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第405号

計量法第146条において準用する同法第66条の規定に基づく計量器の校正事業の登録の一部失効（平成30年1月29日登録一部失効分）

【0031 株式会社ミットヨ テクノサービス事業本部 宇都宮キャリブレーションセンタ 栃木県 長さ、温度のうち温度】

○平成30年2月26日 独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第406号

計量法第143条第1項の規定に基づく計量器の校正事業の登録（平成30年2月2日登録分）

【0039 日本電気計器検定所 東京都 トルク：トルク計測機器】

【0104 一般財団法人日本品質保証機構 九州試験所 福岡県 長さ：一次元寸法測定器、力：一軸試験機】

計量行政情報

全国特定市計量行政協議会について

「全国特定市計量行政協議会」は

計量行政に関し、都市間相互において緊密な連携を保ち適正な計量の実施を確保し、経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的として、全国126の特定市で組織しています。

当協議会は、昭和27年に21市が特定市の指定を受けたことから始まり、全国会議も翌年から毎年開催されています。規約が整ったのは昭和36年、会長市が選出されたのは昭和37年度以降（昭和36年度までは世話人）となっています。

事業

- (1)都市計量行政の緊密かつ円滑な連絡
- (2)計量に関する指導及び取締の調査及び知識の交換並びに広報活動
- (3)計量器検査の技術等の研修
- (4)その他本会の目的を達成するために必要な事業

組織構成

計量法上の特定市は平成30年4月1日現在126市です。「政令指定都市」（政令で指定する人口50万以上の都市）20市、「中核市」（人口20万以上）54市、「施行時特例市」31市、その他「特定市の計量権限を自ら実施するため指定を受けた都市」が21市あり、これら特定市が「全国特定市計量行政協議会」を組織しています。

役員

会長市・副会長市は地区単位の交代制で、平成30・31年度は東北地区が担当地区にあたり、会長市は仙台市、副会長市は会津若松市といわき市が務めます。

会計幹事市については、担当地区から1市、次期担当地区から1市を選出するのが慣例になっています。

また、各地区の正・副幹事市については、各地区で協議により（概ね輪番で）選出されています。

各役員の任期は2年です。

役員業務

(1)全国会議及び役員会議の実施

平成29年度の全国会議及び役員会議は、平成30年2月6日(火)に千代田放送会館において開催しました。

議題

- ①商品量目立入検査の実施に伴う課題について
- ②「取引」「証明」等の定義の解釈について

(2)連絡・調整

協議会内部や計量行政室等からの連絡・調整事項を各地区の正幹事市を通じて全特定市に通知します。

(3)表彰

当該年度の7月1日現在において、満10年以上、計量職員として勤務している者等を対象に全国会議の場において表彰を行います。（平成29年度表彰の受賞者は2名）

(4)会費

1市あたり年額1万8千円の会費を徴収し、うち1市あたり8千円を地区活動費として配分、残りの金額を協議会の運営費に充てています。

(5)「全国特定市名簿」「特定市情報」の発行

「全国特定市名簿」には、各特定市の連絡先や計量関係職員の職・氏名及び各計量行政機関、計量関係団体の連絡先等が掲載されています。

「特定市情報」には、地区会議を始め各会議の議事録や計量関係行事、投稿記事などが掲載されています。

(6)全国計量行政会議常設委員会等への委員の派遣

会議の種類

(1)全国会議

全国会議は、東京のほか、平成15年度まで地方会議（各地区持ち回り）も開催していましたが、平成16年度からは、東京でのみ年1回（例年2月）開催しています。

(2)役員会議

役員会議は全国会議の開催内容等について協議します。

(3)地区会議（ブロック会議）

地区会議は各地区会により運営され、会議は年1～2回、会場等は概ね持ち回りで開催されています。

地区会

地区会は、全国6地区（北海道、東北、関東甲信越、中部、関西、南部）に設置され、会長市・副会長市等の選出、全国会議に提出する議題の選定及び常設委員会委員の選出等について協議するなど、各地区で要領等を定め運営されています。

課題

(1)昭和27年に21市で発足しましたが、現在、特定市の数は6倍に増加し、連絡調整だけでも相当な事務負担がかかります。

(2)特定市ごとの人員体制（配置人員数、専任か兼務か、職員か嘱託職員か再任用か）、業務内容（計量器の定期検査が直営か外部委託か）等の違いが顕著であることから、円滑な意見交換が難しい場合などもあります。

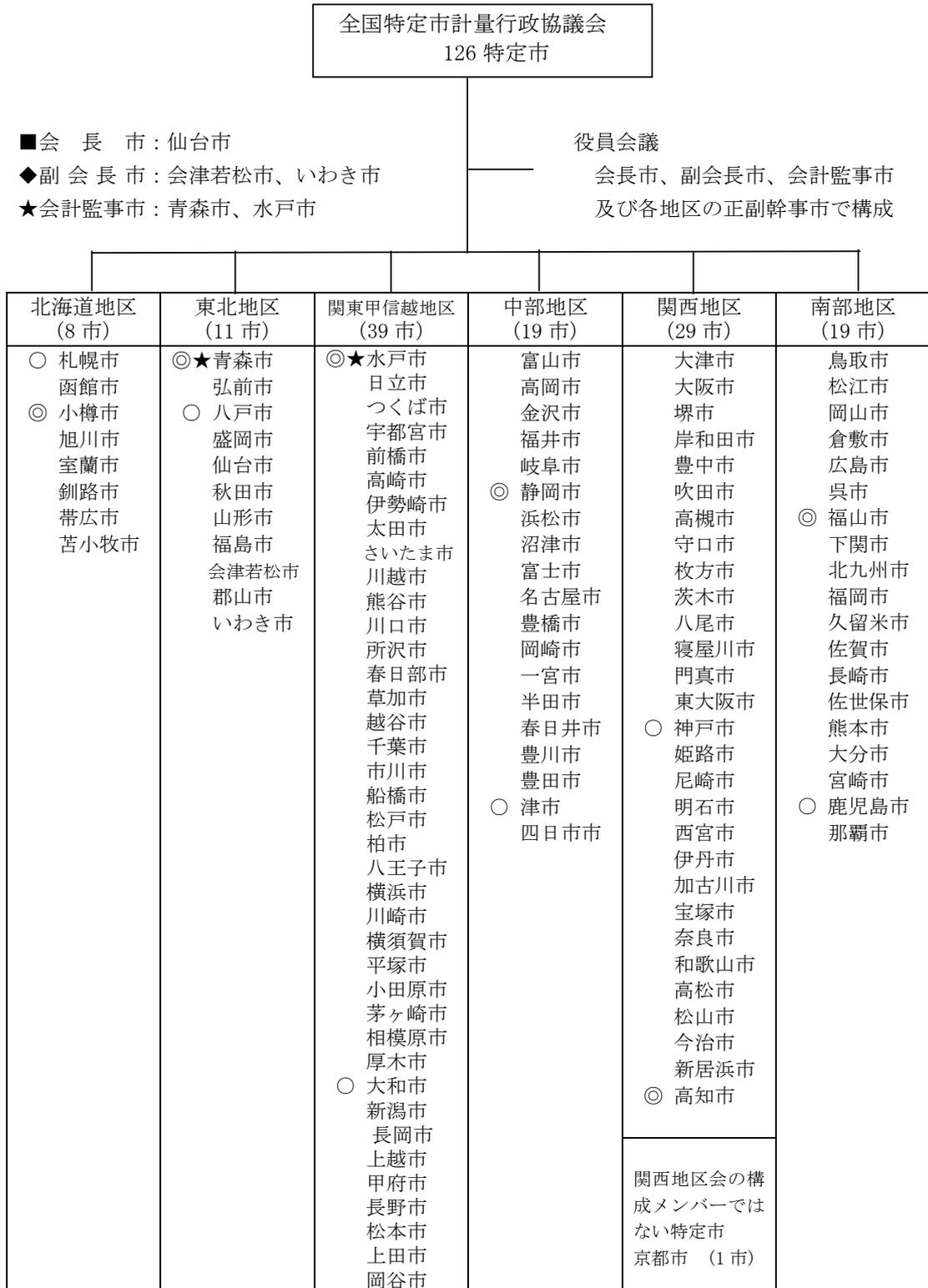
(3)平成12年度に計量行政が機関委任事務から自治事務へ移行し、自治体職員の計量教習受講義務付けが廃止されたことなどにより、計量に関する技術の継承等が多

くの特定市で課題になっています。

(4)予算の削減等により、全国会議に出席できない特定市
もあります。

平成 30 年度 全国特定市計量行政協議会組織図

(H30. 4. 1 現在)



計量標準総合センター（NMIJ）の近況報告

国立研究開発法人 産業技術総合研究所 NMIJ計量標準普及センター 法定計量管理室
菅谷 美行

■法定計量普及活動について

計量標準普及センター法定計量管理室の活動について紹介します。当室の業務として法定計量の技術に関する普及活動に尽力しております。主な活動として、「法定計量に関する技術相談窓口の開設」、「技術講習会及び法定計量セミナーの開催」、「法定計量クラブの開催」などを行っております。

1. 技術相談会

型式承認試験や特定計量器の技術的な事などについて、産業技術総合研究所（産総研）の技術担当者と同様、意見交換ができる場を産総研 関西センターに設け、関西地区を中心に製造事業者向けの技術相談会を開催しております。今年度も以下の日程で開催いたしました。

相談内容の分類	開催日程
質量計に関する事	第1回：平成29年5月16日～17日 第2回：平成29年9月4～5日 第3回：平成30年2月14～15日
体積計に関する事	第1回：平成29年7月11～12日 第2回：平成30年2月8～9日
タクシメーターに関する事	第1回：平成30年2月19～20日

各回とも多数の応募があり、技術相談及び意見・情報交換が行われました。

2. 法定計量セミナー及び技術講習会

当室では、計量器の技術革新に迅速かつ柔軟な対応をはかるとともに、国際整合を推進、技術的な情報の発信を目的とし、地方自治体や計量協会等と連携しながら法定計量セミナーを行っております。

今年度は、平成28年の計量審議会答申を受け新たな特定計量器の追加に伴い、主に自動はかりの計量制度や、自動はかりのJIS改定作業に基づく構造、検定方法等について、経済産業省計量行政室をはじめ、自動はかり製造事業者を講師として迎え、産総研職員も講師となり、情報提供させていただきました。

併せて、法定計量セミナー以外にも各地の自治体等が主催する技術講習会に講師を派遣しております。今年度は、川崎市へ「自動はかりの技術基準」をテーマとした内容について講師を派遣いたしました。

今年度の法定計量セミナー一覧

開催日程	開催場所	演題名	参加人数
平成29年12月13日	CIVI研修センター —新大阪東	【講演1】「計量行政審議会答申をふまえた計量制度の見直しについて」 【講演2】「自動はかりの技術基準について」	約90名
平成30年2月20日	香川県産業技術センター	【講演1】「計量制度の見直しについて」 【講演2】「自動はかりの使用状況について—食品工場における自動はかり—」 【講演3】「自動はかりの技術基準について」	約140名
平成30年2月27日	ネストホテル 札幌駅前	【講演1】「計量制度の見直しについて」 【講演2】「自動はかりの技術基準について」	約110名
平成30年3月9日	神奈川県計量検定所	【講演1】「国内の自動はかり事情について」 【講演2】「自動はかりの技術基準について」 【講演3】「非自動はかりの定期検査について」	約90名

各会場で満員となり、会場の都合上お断りさせていただいた方にはご迷惑をおかけいたしました。計量制度、自動はかりの技術基準への関心の高さの表れからか感じております。



セミナーの様子（大阪府）

3. 法定計量クラブ

平成30年2月23日（金）にNMIJ法定計量クラブを産総研 臨海副都心センターにて開催しました。

➤講演の内容

・「キログラムの定義改定とその微小質量計測技術への

応用」産総研 藤井賢一

- ・「OIML証明書（OIML-CS）制度についての紹介」産総研 伊藤武
- ・「規制の概要と自動はかりの分類について」産総研 三倉伸介

上記の3つの講演が行われました。

キログラムの定義改定では、メートル条約にもとづいて2018年秋に開催される第26回国際度量衡総会において、プランク定数にもとづくキログラムの新しい定義の採択が審議されることになりました。新しい定義の概要と、その微小質量計測技術への応用について紹介されました。

OIML-CS制度については、OIMLでは1992年に基本証明書制度の運用が開始され、2006年にはMAA制度が導入されました。2018年1月からは新しい制度(OIML-CS)が運用され、2020年までには非自動はかり等を含む18機種が対象となります。そのOIML-CS制度の概要とNMIJの取り組みを紹介されました。

自動はかりの分類については、新たに特定計量器になった自動はかり4器種について規制の概要と自動はかりの分類について紹介されました。講演当日は約50名ほどの参加者にご来場いただきました。

今後もNMIJ法定計量クラブでは法定計量分野において、国内外の計量規制に関する最新技術情報の発信を行っていききたいと思っております。

ご興味が御座います方は<https://www.nmij.jp/~nmijclub/regist.php>より入会登録（無料）をお願いいたします。



法定計量クラブの様子

4. 今後の活動について

今後も技術講習会、法定計量セミナー及び法定計量クラブの開催を計画しております。特に今年度にはインターメジャーが開催され、自動捕捉式はかりのJISも公示予定であり、その他の自動はかりにおいても技術基準の改定が進められることから、引き続き法定計量分野の情報発信を行ってまいりたいと思っております。また、各地域での技術講習会等への講師派遣につきましても可能な限り対応する予定であります。

詳細につきましてはNMIJホームページ (<https://www.nmij.jp/>) 内の法定計量管理室のページをご覧ください。

■産総研NMIJ計量研修カレンダー

2018年1月から2018年3月にかけて産総研計量研修センターが開催した研修ならびに今後の予定は以下の表のとおりです。

〈2018年1月～2018年3月に実施された研修〉

期間	研修名	参加人数
2018年1月10日～2月28日	環境計量特別教習（濃度）	6
2018年1月10日～3月7日	一般計量特別教習	18
2018年3月1日～3月16日	環境計量特別教習（騒音・振動）	5

〈2018年4月～2018年6月に実施予定の研修〉

期間	研修名
2018年5月8日(火)～10日(木)	計量行政新人教習（つくば）
2018年5月22日(火)～24日(木)	計量行政新人教習（大阪）
2018年6月4日(月)～6日(水)	新任管理職教習
2018年6月4日(月)～15日(金)	環境計量証明事業制度教習
2018年6月25日(月)～7月6日(金)	指定製造事業者制度教習

なお今後予定する研修の詳細については、官報掲載と計量研修センターのホームページ (<https://www.nmij.jp/~metroltrain/>) を通じてご案内します。来年度の研修予定についても順次ホームページでお知らせします。

質量測定に特化した不確かさセミナー

2018年6月22日(金)、日本計量会館で開催

「不確かさ」や「計測のトレーサビリティ」は、計測結果の信頼性を定量的に表現するため、世界的に認知されたキーワードです。今回、産業の広い分野で計測の基礎技術として適用されている質量測定を対象に、この不確かさの評価法を習得するセミナーを企画しました。

このセミナーは、田中秀幸氏（産業技術総合研究所）の監修を受け、精密質量計測と不確かさ分野の専門家を講師陣とし、国家質量標準へのトレーサビリティを確保した測定結果の不確かさ評価について講義を行います。

また、難解と言われている不確かさの学習法として、グループ演習を行い参加者の理解を段階的に深めることを特徴としています。

質量測定の客観的な信頼性の評価に役立てることができると、過去6回の開催をとおして、ご好評をいただいております。

主催： 不確かさセミナーワーキンググループ

共催： 一般社団法人 日本計量振興協会

質量測定に特化した不確かさセミナーの概要

- 【日時】 2018年6月22日(金) 9時00分～17時00分
- 【会場】 日本計量会館3階 〒162-0837 東京都新宿区納戸町25-1
- 【内容】 田中秀幸氏（産総研）監修による「不確かさに関連する用語」、「浮力の補正」、「不確かさ評価の原理」、「JCSS校正証明書の活用方法」、「液体の質量測定の不確かさ」、「粉体の質量測定の不確かさ」及びグループ演習による「バジェット表作成」と「不確かさを付与した報告」等を学び、「質量測定値に不確かさを付与できる」ようになるセミナー。
修了者にセミナーの受講を証明する証書を発行。
- 【参加条件】
- ・表計算ソフト(エクセル) 又は関数電卓が扱える方
 - ・演習時に使用する関数電卓またはPCをご持参できる方
- 【参加費】 30,000円
- 【募集人数】 12名(先着順、定員になり次第締切)
- 【講師】 植木 正明 元産業技術総合研究所
加藤 毅 日本食品分析センター
関根 光雄 製品評価技術基盤機構 認定センター
高澤 解人 製品評価技術基盤機構 認定センター
渡部 新一 計測自動制御学会 力学量計測部会
- 【申込方法】 件名を「6月22日不確かさセミナー参加申込」とし、氏名、所属、住所、連絡先(Tel・E-mail)、「PC持参」または「関数電卓持参」を明記。
- 【申込先】 不確かさセミナー事務局(渡部新一) E-mail: y.watabe@dune.ocn.ne.jp
- 【申込期限】 2018年5月22日(火)

好評図書案内



適正計量管理主任者実務マニュアル [流通部門編] 第3版



自主的な計量管理を推進し、適正な計量が確保されるためには、実務に携わる適正計量管理主任者が、計量士の指導のもとに、的確な計量作業を行うことが求められます。

本書は流通部門の適正計量管理事業所の適正計量管理主任者に必要な実務的な内容が網羅された一冊です。

(平成20年9月発行第二版の改訂版になります)

価格 会員 1,200円 (税込み)
価格 一般 1,800円 (税込み)
※送料は弊協会が負担します

【申込先】

一般社団法人日本計量振興協会
事業部

TEL 03 (3269) 3259

FAX 03 (3268) 2553

e-mail jigyo@nikkeishin.or.jp

FAX または e-mail でお申し込みください。

編集後記

数10年ぶりの寒波に見舞われた冬が過ぎ去り、穏やかな春の陽射しが揺れる麗らかな季節となりました。

2018年度は、計量界にとって「歴史的な年度」の始まりといえるのではないでしょうか。11月に開催予定のCGPM（国際度量衡総会）では、「キログラム、アンペア、ケルビン、モルの定義改定」が決議される予定であります。殊にキログラムの定義は、実に130年ぶりの改定となります。質量標準が人工のIPK（International Prototype of the Kilogram：国際キログラム原器）からプランク定数に基づく物理定数へと改定されるということは、誰にでもキログラムの実現が可能となり、微小質量計測への展望がより大きく開かれるということでもあります。計量に携わる一個人としては、この歴史的瞬間、その同じ時間軸に自身が立ち会える幸運にこの上ない胸の高鳴りを覚えずにはおれません。

今号では、去る2月23日にホテルインターコンチネンタル東京ベイにて開催された第16回全国計量士大会報告を大きく取り上げました。「新計量制度に対応する計量士の使命」をメインテーマに掲げ、東北・関東・中部・近畿・九州の各ブロックで意見交換された内容に関しての所見が発表されました。計量士を取り巻く諸課題や将来展望などに関する事例は大変興味深く、地域性を乗り越え全国的な視野での検討が必要であると実感しました。

昨年6月及び9月に計量法関係の政省令及び告示が改正され、自動はかりが追加された「特定計量器の範囲の見直し」や、新たな民間機関としての器差検定を中心に行う区分の「指定検定機関の創設」等、現実的な対応策が整備されてきました。本年も2月3日から3月4日までの30日間、計量法施行規則の一部を改正する省令案等に関するパブリックコメントが実施される等、計量制度見直し関連等についての省令改正が推し進められています。

計量制度見直しによる新法制度下における計量士の果たすべき役割はますます拡大し、重要度を増していくものと期待されます。品質管理、品質保証の礎となる計量管理は、繊細な観察力と知識・経験に裏付けされた信頼と洞察力が求められます。昨今の技術革新が加速度的に進む産業界において、正確さを追求する計量計測技術の推進は、将に計量士が目指すべき未来像へと繋がるのではないのでしょうか。

《竹添雅雄》

編集委員

島岡 一博（国立研究開発法人 産業技術総合研究所）
山本 研一（東京都計量検定所）
吉野 博（株式会社 新興度量衡製作所）
関口 基（前橋市計量検査所）
竹添 雅雄（一般社団法人 東京都計量協会）
〈事務局〉
倉野 恭充（事業部長）
溝上 秀司（事業部）

機関誌に関するご意見、ご感想をお待ちしております。

日本計量振興協会のホームページアドレス

<http://www.nikkeishin.or.jp>

☒総務部：soumu@nikkeishin.or.jp

☒推進部：mail@nikkeishin.or.jp

☒事業部：jigyo@nikkeishin.or.jp

☒試験・校正センター：center@nikkeishin.or.jp

計量ジャーナル 第149号 Spring, Vol.38-1 / 2018

発行日 平成30年4月15日

発行責任者 河住春樹

発行所 一般社団法人 日本計量振興協会
〒162-0837 東京都新宿区納戸町25-1
TEL：03-3269-3259
FAX：03-3268-2553

印刷所 第一資料印刷株式会社
〒162-0818 東京都新宿区築地町8-7
TEL：03-3267-8211